

1. 令和2年第5回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和2年12月10日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第185号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

日程3 議案第185号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
14番	兼山 悌孝	15番	尾村 忠雄
16番	渡辺 友三	17番	清水 敏夫
18番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

13番 田代 はつ江

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	古田 年久	市長公室付部長	河合 保隆
健康福祉部長	和田 美江子	農林水産部長	五味川 康浩
商工観光部長	可児 俊行	環境水道部長	猪俣 浩巳
教育次長	佃 良之	郡上市民病院事務局長	藤田 重信

代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大坪一久

議会事務局
議会総務課
課長補佐 松山由佳

議会事務局
議会総務課
主任 岩田亨一

◎開議の宣告

○議長（山川直保君） おはようございます。

議員各位には、出務ご苦労さまでございます。

ただ今の出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。

本日の欠席議員は13番 田代はつ江君であります。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山川直保君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、18番 美谷添生君、1番 本田教治君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山川直保君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いいたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長（山川直保君） それでは、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。日本国を初め、県内もそうですけども、コロナの感染が相変わらず猛威を振るっているような状況でございますが、何とか1日も早く収束を願う気持ちでいっぱいでございます。

ただいまから、議長の許可をいただきましたので、本日一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

今日は、3つテーマを用意させていただきました。市民の行政手続の判こレス化はということと、2番目に書かない窓口の導入計画はということと、3番目に市が森林整備再生で脱炭素宣言をとというようなことの3テーマで質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思

ます。

それでは、まず最初に判こレス化のことをございます、自分のことを考えますと、署名よりも判こという世代なものですから、何となくこの話が出たときにちょっとなじみ入れない部分も頭の中であったんですが、でも、時代の流れということと思いますが、国も方針として押印の廃止が打ち出されておりますし、また、政府の関係省庁でもそういった動きを示しております中で特に全国の地方自治体もそうでございます。廃止に向けたりとか、廃止を検討しておるとか、そういったことが実際に出てきているような状況でございます。福岡市であるとか、あるいは大分県の日田市、青森県のむつ市、佐賀県の武雄市等々、順次そういったことを表明をしていると、実際に廃止をした動きをしているところが増えてきておりますが、郡上市においては、いろんな意味で、コロナ対策でもそうでしたが、俊敏な日置市長にしては珍しく、まだその動きはちょっと見えてまいりませんけれども、今日はそんなことから伺いをしたいというふうに思っております。

押印を廃止すれば、申請とか届出における申請者の手間が減ったり、また今日忘れてしまったわいってような場合でも、判こ探しに行くとか、今は市役所のほうでは、判こない場合はいいよというようなことも御指導いただいている動きもあろうかと思いますが、全国的なそういう動きの中で、市民等の利便性が向上するということにつながりますので、特に法令上、これは印鑑押ししてもらわにや困るなというようなことは、とりあえずは除き、特に市の条例等で根拠のないものについては、廃止が比較的容易ではないかなということを思いますと、そのことについては、早期に廃止することが可能ではないかなということを思います。そんなことで、もし郡上市が仮に実施をした場合に、そういった押印をしなくてもよくなる対象件数といいますか、種類はどれほどにあるのか、まずは担当部長さんに伺いたいと思います。

そして、その後市長のほうからは、実際に判こレス化に向けての取組の今後の考え方を含めてお聞きしたいと思います。特に、判こレス化というのは、官民のデジタル化とも、一里塚とも言われておりまして、福岡市では、2019年に押印の見直しに着手をして、その中で、市民から提出される4,700種類のうち、市単独で見直せる3,800種類で押印の義務を前倒しして、今年9月までに廃止をされたというふうなニュースも入ってまいりました。市長は、20年度末の廃止計画を前倒しして、判こレス完了を宣言したと。宣言というのはあまり、僕もそんなに好むものじゃありませんけども、意思表示という自治体の一つではそういうことかなと思いますし、また、サントリーホールディングスなどでは、企業としても社内の判こレス化を進めているというようなことから、1つの流れかなというふうなことを思いますので、2番目には市長のお考えを、判こレス化に向けた、お伺いができればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 私のほうからはまず対象件数についてお答えをさせていただきたいと思
います。押印廃止を巡っては、政府や経団連などが7月の8日に行政手続などで必要な書面、押印、
対面を原則とした制度、慣行、意識の抜本的見直しに向けた共同宣言を公表されました。この宣言
は、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐことが目的で、全国の一部自治体ではこの宣言に沿う形
で取組を行っています。国では、9月24日に河野行政改革担当相が全省庁に対しまして、行政手続
で印鑑を使用しないように要請をしているところでもあります。10月7日には、菅政権で初の規制改
革推進会議が開かれまして、首相は全ての行政手続について、署名や押印を抜本的に見直すよう指
示をされておるところであります。これらが後押しとなりまして、政府や都道府県などで各種書類
の押印廃止に向けた取組は加速し、岐阜県においても10月8日付で全ての部局に対して行政手続で
の判この使用や提出書類などの現状を把握する調査を始めていますと認識をしております。当市にお
きましては、現在のところ、行政手続で押印を求める業務や具体的書面の調査を実施しておりませ
んので、正確な対象件数は不明です。ですが、あくまでもおおよその数字でございますが、例規シ
ステムにおいて、押印に係る規定がある例規を検索しましたところでは、管理する全例規1,240件
中、該当する例規が449件ございました。

もう少し詳細に見てみますと、申請書や届出書に市民や団体の代表者が押印するもの、それから
市の職員が届出等の書類に押印するものを合わせまして486件、それから、また許可書などに市長
印を押印するもの270件存在をしておる状況でございます。

なお、市民や団体の代表者が押印するもの、それから市の職員が届出等の書類に押印するもの、
市長印を押印するものが1つの例規の中で重複する場合もございますので、内訳の合計数と検索例
規数の数値は一致はしないということでございますので、よろしく申し上げます。

繰り返しになりますが、行政手続上、市民の方に押印を求める件数につきましては、詳細に調
査しなければ実数は判明しませんので、御了解をお願いしたいと思います。また、ただいまの449
件は、例規の数イコール業務の数になりますが、そういうことでもありますので、個別業務で申請や
変更申請、実績報告等の押印を求める場合には、相応の枚数になるということは想定されますので、
よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御質問のありました、いわゆる判こレス化という問題についてのお答えをい
たしたいと思います。この問題は、いわゆるコロナの蔓延によって、いろんな役所だけでなく、
いろんな職場でいわゆるテレワーク等が行われておりまして、そういう中で、しかし、会社等の手
続でも判こを押さなければいけないという、そういう手続、書類を作成するというようなときに、
わざわざ判こをつきにだけ会社へ行かなきゃいけないのかというようないろんな声も起こって、い

ろんな経済団体等からもそういった問題が提起されたというふうに承知をいたしております。そういう声もございまして、あるいはまた今とうとうと流れをつくろうとされております、いわゆるデジタル化という問題、こういったことの流れの中で、この判この廃止というようなことが言われてきているのではないかというふうに思います。

国におきましては、法令等で印を押すというようなものが約1万5,000種類ほどあるそうでございまして、各省庁、河野大臣のほうからの要請によって点検をした結果は、ほとんど99.4%は廃止できるのではないかというような検討結果が出ているという話も聞いております。

また、岐阜県においても、県の条例等でいろんな届出とか申請とかというようなもので、約4,000種類ぐらい、今押印を求めているものがあるのではないかと聞いております。こういうことで、国も県もそれから今御指摘のようにならかなり先に進んでいる市町村自治体も押印ということの廃止に向けて、とうとうと流れが進んでいるわけでありまして、岐阜県のほうは、ちなみに、来年の6月議会ぐらいに必要な条例改正等の整理をして、提出をしたいという見通しを持っておられるように聞いております。

私どもも、そうした大事なことは、国民、住民の皆さんの利便性ということ、あるいは将来へ向けてのデジタル化というようなことのために対応すべきは対応しなければいけないというふうに思っております。私のほうも、そうしたことで市長公室長に対して、市長公室、あるいは法令等を扱う総務部、そういったところに対して、この脱判こといいますか、判こレス化の問題について、全庁的な協議をしてくれという指示は既にしてあります。そういうことで、今、いろいろと基礎的な先ほど総務部長が答えたようないろんな洗い出し等はやっておりますが、いろいろと検討をしてみたいというふうに思います。

私たちも、可能な限り、一挙にというふうに行くか、あるいは段階的に進めるという形になるか、あるいは国の法令の制定状況とか、そういったものも見ながら、例えば来年度中ぐらいにはそうしたものを改善をしていく必要があるというふうに思っていますので、進めていきたいというふうに思っています。

ただ、問題は、これはそもそもどうしてこういうことを求めているのかということは、本人を確認をすると。それが真正な当事者による申請であったり、届け出であったりというふうにしていないのかということと、それから、そういう確認のためということで、必ずしも判こが完璧なものではないと言いながら、1つのそうしたものに対するなりすましであるとか、いろんな意味での不正な申請が当人でないのに申請をすることか、届出をすることかということのないようにという抑止力にはなっていないというふうに今でも思っております。そういうことで、大切なことは、判こレスをすることによって、これまで、一応当面といいますが、そもそも目的としていた本人確認であるとか、真正な届け出であるとか、そういうことを確認をすることが、判こを求めなくても、押印を

求めなくても、確認ができるのかというようなことです。あるいはそうしたことを仮に廃止をした場合に、不正とかいろんなことが虚偽のことが行われたりなんかをして公益上、あるいは第三者に害を及ぼすということないかどうかというようなことは、これは慎重に検討する必要があると思います。例えば、わかりやすく言えば、婚姻届を当事者の判こも要らない、証人お2人の判こも要らないというような形で受理した場合に、片一方の当事者がそんなことを合意をした覚えはないというような届けが後から出てくるということ、そういうトラブルが生じるということだってないとは言えないということだと思います。そうすると、役所の届けというのは、今までの今回のコロナの様々な経済、救済対策でもそうですけれども、性善説に立っているいろいろやっていたことがごく一部の人には、それが悪用をされるということはないとは言えないということを考えますと、そうした問題はそれぞれの案件に従ってこれは廃止しても大丈夫だと。そのほかの本人確認の手段を持っているというようなものです。今でも例えば様々な届け出について、郡上市においても、例えば住民票の証明であるとか、印鑑証明であるとか、戸籍の証明であるとかということの交付請求書は押印を求めていますけれども、その下のほうに窓口に来られた方の本人確認をいたしますということが書いてあって、押印のほかに例えば免許証であるとか、パスポートであるとか、その他の証明書であるとか、健康保険証であるとかというものを、別途のものも要求をしております。これはこういうことを要求することによって、本人が間違いなく本人であるということと、第三者に例えば情報が漏れてしまうとかというようなことのないようにということがありますので、逆に言うと、しかしこれだけの本人確認をしていけば、あえて押印は要らないということにもなるかというふうに思います。そういうことで、当初の原点に戻って、何のためにしているかということをしっかり確認をしながら進めていきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、役所の決裁の押印廃止という問題がよくマスコミでも取り上げられますけれども、これは、少し性格の違ったもので、役所の決裁というのは、責任を持っている者は必ず責任を持って自分のところを、私も了解しましたということの確認のためなので、これは別に昔の武将が花押を押したように、書判でもいいし、印鑑でもいいんですけども、それが多過ぎるとか少な過ぎるとかというのは、決裁の区分の別の話でございますので、ここはしっかり分けていく必要があるというふうに思います。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） どうも御丁寧な説明いただきまして、ありがとうございました。先にどんどん進められている自治体もありますが、その中で今市長が言われたような課題とか問題点がゼロとは言えないというふうに思いますので、何でも早ければいいというようなふうには理解しており

ませんが、差しあたって、法規等で規制されている以外のものについては、窓口でどれだけでも、少しでもその方向を進めていただけたらなというようなことは念願をしておる次第でございますが、よく吟味しながら進めていただければというように思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

2番目の書かない窓口の導入計画はちょっと今のと連動するわけですけども、ちょっと3番目へ飛びたいと思いますので、副市長しばらくお待ちをいただきたいなというふうに思いますが、3番目の脱炭素宣言のほうへ行きたいと思いますが、これに関連しまして昨日も9番議員さん、あるいは11番議員さんから、気象非常宣言であるとか、ノーカーボンとか、出ておりますので、9番議員さんが第1波とすれば11番さんが第2波、僕は第3波ということで念押しをするわけではございませんけども、やはりこのことについては、昨日からの市長の答弁もいただいておりますので、おおよそは、感覚としては理解をさせていただいておりますが、自分の場合は、脱炭素ということを一つのテーマにさせていただいております。今、世界中で昨日も言われておるように、異常気象とか、自然災害が起きておりますし、そういった中で、積極的な取組をしたいという発言をする、宣言をする自治体が増えてきているということも事実でございます。特に、郡上市でも、先年の30年でしたか、集中豪雨等、あるいは台風災害等、林野における倒木であるとか、山林地の崩土であるとか、道路への突き出しであるとか、河川の氾濫であるとか、そういったことが発生をしております、市民の皆さんもそれなりに非常に心配をされておりますし、不安な状況はまだまだ今年もこれ出るとはならないかなというふうなことをずっと心配されてきたというふうに思いますが、そういう意味では、国の方向である2050年までのCO₂排出ゼロという一つの施策というものは大事な分野ではないかなというふうに思っております。ちなみに、脱炭素宣言社会を表明したり、宣言された自治体は、昨日現在で全国で187というふうに聞いておりますし、県では25、市はまだ104、特別区が2、町が46、村が10ということでございますが、岐阜県は8日までは入っていなかったんですけど、昨日表明をされたらしくって、そういうことが何かありまして、岐阜県はゼロなんやけどどうしたんやろと聞こうと思ったら、県はされましたんで、県に聞いてみなわかりませんが、本当に、岐阜県だけは非常に少ないと。こんだけ木の国、山の国ということがあって、そういう点からいえば、もうちょっとそういうことがあってもよかったのかなということをおもっておるんですけども、特に昨日の9番議員さんの質問の中で、吸収量と排出量の数字の話がございまして、僕も思ったより、郡上市のこれだけの森林面積があっても、吸収量というものが排出量よりも勝っていないと、7万トンぐらいの差があるということは、ちょっと意外な数字でしたんですけども、それでも、例えばこれ、千葉県の山武市という市があるんですけど、ここは年間の排出量が14万5,000トン、山もあるんですけども、CO₂吸収量は1万4,000トン、10分の1やと。面積は146平方キロですので、7分の1ぐらいですが、非常にあそこはサンプスギという杉の名産地ということで、非

常に森林整備で吸収量どれだけでも確保したいということで、そこの市は宣言をされたというふうなことも聞いておりますが、何か話によると一番広葉樹よりも針葉樹の杉、ヒノキのほうが吸収率が高いということも言われておりますので、そうすれば郡上の山は、非常にそういう意味では効果があるのではないかなということと、その活動するのを市民に呼びかける場合でも、1つの形として森林整備というものがあれば、この脱炭素社会の構築には大きく郡上市としては、寄与して行くのではないかなということから考えれば、いろんな意味で言う場合には、自分としては、山という、森林というものをテーマにした脱炭素宣言なら郡上はしっかりとそのことのできる基盤はあるのではないかなというふうなことを思っておりまして、そういう意味では、このCO₂排出量とCO₂吸収量のバランスは、郡上なら、今少し改善をすることは可能ではないかなということをおもいまして、まずは、総量は聞いたんで、例えば、広葉樹林での蓄積量、あるいは針葉樹林の蓄積量というものがわかったら教えてほしいということをおもいますので、これは部長に答弁をしていただきたいと思っておりますし、市長には、最後に、市民総参加の脱炭素宣言というものをどんなふうに思われているか、脱炭素宣言をされる気持ちはあるのかどうかということも含めてお伺いしたいというものでございます。まずは部長から答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山川直保君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、清水議員の御質問にお答えをしたいと思います。

清水議員が御指摘のとおり、ほかの議員さんも御指摘をいただいておりますが、脱炭素社会を目指すということの中で、非常に温室効果ガスの代表的な二酸化炭素を吸収する森林に対しては期待が高まっておるところであります。昨年からの交付が開始されました森林環境譲与税も、目的の中としては、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するという目的で創設されておりますし、同時に手入れ不足の山林を解消するために、森林経営管理制度が導入されております。森林については、御承知のとおり光合成を行いますので、CO₂を吸収して、O₂を出すという仕組みになりますし、現実的には、取り込むCO₂と生き物として実際は呼吸をしておるので、CO₂をまた排出している部分ありますが、この差し引きが実質的に森林として吸収をするCO₂量ということになります。なお、取り込まれたCO₂は、CO₂からO₂、酸素が出ますので、Cいわゆる炭素として樹木内に蓄積をされるということになります。

御質問の中にもありましたが、国の森林研究所の試算によりますと、広葉樹と針葉樹と比べて針葉樹のほうが吸収量は高いということではありますが、ひとつ研究所の試算をもとにCO₂吸収量を具体的に計算をしてみますと、例えば1年間に1ヘクタール当たりで樹木が吸収するCO₂量につきましては、40年生前後で杉が8.4、ヒノキが7.3、広葉樹が3.7、これが年数がたって60年生前後になると、杉、ヒノキは4、広葉樹は1.1CO₂ということになりますので、森林はあってもその

資源は無限ではなくて、ある程度の年数がたてば、吸収量は落ちますし、天然の広葉樹よりも手入れのされた人工林のほうが非常に吸収量が高いということになります。したがって、森林については、今あるものはある程度の年数がたてば、吸収量が落ちますし、そういったことを維持するためにも、しっかり伐採、植栽、そして適正な間伐という形の中で、森林の成長量を促す、また、伐採をすることによって、一部吸収量は確実に減りますが、減らされたものは木材利用を推進することによって、蓄内に保たれた炭素量は減らないという考え方に基づきますので、できるだけそういった木材利用を進めるということ、さらには、環境保全林のようないわゆる木材生産ではなくて、環境に貢献するようなところについては、災害リスクがあるようなケースは除去という形は必要ではありますが、そこは必要最低限にとどめて、できるだけCO₂の伐採によるCO₂の吸収量が低減しないように努めていくことが必要になるかと。

先ほどのそれぞれの針葉樹と広葉樹の全体というお話については、今言ったそれぞれの針葉樹と広葉樹の吸収量の割合でお考えいただければありがたいかなと。針葉樹に対して広葉樹が半分以下のいわゆる吸収量であるというイメージで、ちょっと全体のそれぞれ別の吸収量というのはちょっと試算をしておりますので、この辺をお許しいただければというふうには思います。

最後ですけども、昨日市長のほうからも御回答させていただきましたが、郡上市全体の森林のCO₂吸収量については、あくまで1年間の成長量、そして1年間の伐採による減少、そして、伐採された中で、木材製品として利用されたことによる減少を抑制、いわゆる増加として捉えられる考え方で計算をされます。

ちょっとお許しされたので、イメージで言うと、こういった30年度の状態があって、1年成長するとこの分が増えます。ところが伐採によって、この分が消されてしまう。消された伐採のところは、樹木としては、中に炭素として取り込ませておりますので、伐採されたとしても木材製品として使えれば、これは変わりはないです。ただ、林内に放置をされてしまうと、これは腐ってしまいますので、最終的にはCO₂を出すということで、あくまで木材利用の部分は押さえるという意味合いでのプラスカウントになってくるということです。そういった形で計算をしていきますと、まず、30年度末と元年度末のいわゆる蓄積量から想定をしました1年間に増加した炭素量は、9万4,477トンです。これでいうAの部分です。つづいて、伐採されたBのところは、木材生産量及び伐採届で計算すると、3万165トン減少しておることになります。このうち、木材利用されたいわゆる製品として利用された量は8,644トンになります。こちらがCです。結果、令和元年度の成長伐採木材利用を勘案して、元年度に森林に蓄積された炭素量は7万2,956トンになります。これを重量計算、CO₂に換算をしますと、最終的に1年間で森林が吸収したCO₂量は26万5,505CO₂トンとなります。恐らく御質問の中にあつたように、郡上は森林がいっぱいある、ストックがあるんじゃないかというところではありますが、ゼロカーボンの考え方は、あくまで、現在が環境負荷

の赤字状態である、それを解消するためには、歳入歳出、吸収と排出を均衡が取れるようにしなければいけないというこの理念がありますので、あくまで1年ごとの吸収量と排出量が均衡が取れるようにするという事。ストックされておる現在の森林については、郡上市レベルではなくて、国レベル、世界レベルで見れば、既にそういった資源があるのに負荷がかかっている、赤字ということですので、このことは計算に入れずに、あくまで年度年度の活動の中で、均衡を取れるようにするという事になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私に対する御質問に対してお答えいたしたいと思います。

昨日来の議論で、誤解されないように申し上げておきたいと思いますが、私は決して2050年に日本が温室効果ガスの排出が実質上ゼロを目指すということについて後ろ向きであったり、反対の見解を持っているわけではございません。ただ、ゼロカーボンシティという、郡上市は郡上市としてそういう何か地域として何らかの事を目指すということについては、どんな定義なのかということについてももう少し極めたいということをお願いただけでございます、例えば昨日も野田議員の御質問にもお答えしておりましたが、郡上市が一応排出しているとされているCO₂のうち32%は運輸、すなわち自動車の使用に基づくものであります。現在の自動車はほとんどもちろん電気自動車があったり、ハイブリッドがあったり、あるいはひょっとすると水素自動車もあるかもしれませんが、ほとんどがガソリン車で我々は行動しているということになりますと、こういう32%ものシェアを持っている運輸部門のエネルギー構造というものを変えていかないとはいけません。こうしたこと自身は、早速今いろんな自動車メーカーから新しい水素自動車の発売が発表されたり、その動きは急速に進んでおりますので、我々は例えばそういうことによる削減量はこれだけだというような形で期待できるかもしれない。要するに、自前で郡上市としてどういう努力義務をしなければならないのかということをお願いしたい、よし行くぞと、進めと言って、どの方角へ、どんなふうに進んだらいいのでしょうかと市民から聞かれたら、絶句する以外ないというようなことではいかないので、そこをしっかりと、単に意気込みだけでなく、もう少し極めたいなと思っておりますが、ただ、市民の皆さんもそういうふうにはぜひしてほしいというお声もかかっておるようですし、そういう意味で、できるだけ早く、どんな形で私たちの努力をする姿勢を、そういう宣言という形で示したらいいかということについては、早急に検討いたしたい、そして、したいというふうに思います。郡上市としても、しっかりと新しい地球環境というものに寄与していく、努力、特に議員が言われているように、森林の国でありますから、岐阜県もそうですし、郡上市もまさにそうですので、そういう意味で大いに貢献できるような努力はしていきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（山川直保君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 部長さん、市長さん、ありがとうございました。やはり思いは一緒かなと思っ
て聞いておりましたが、これだけの森林を持つ郡上市の、県下2番目の土地も持っております
けども、市民の皆さんも、こういうことによって、よりまた理解していくという1つでは森林整備
というメッセージが一番伝わりやすいのかなということを思いますと、こういった宣言という大
げさですけども、思いを持って市民の皆さんも一緒に行こうやないかということの呼びかけには一
番適しているんじゃないかなということを思いますので、そういった意味で、前向きに捉えていた
だいておりますので、その点については、またぜひ応援したいと思いますので、御尽力をいただき
たいというふうに思います。

時間は4分17秒と聞きまして、5分以内は次の質問に入らないということでございますので、こ
こは爽やかに引かせていただきながら、次回に書かない窓口は、もうちょっと僕も研究をしながら、
また副市長さん、部長さんに答弁お願いしたいと思いますが、また、そういう意味で次回を楽しみ
に、この場を去りたいというふうに思いますが、よろしく願いをいたします。今日は2問にとど
まりましたけども、貴重な答弁をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で、17番の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時09分)

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 長岡文男君

○議長（山川直保君） 2番 長岡文男君の質問を許可いたします。

2番 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） それでは、ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、本日は介護
保険事業等につきまして、質問をさせていただきます。

それでは、1つ目に、第8期の介護保険事業計画における課題とその対応策について、質問をし
たいと思います。

介護保険制度は、2000年から始まりまして、今年で20年が経過いたしました。それまで家族だけ
で担っていました介護を社会全体で担う仕組みづくりがなされまして、介護の社会化を目指し、多
くの民間事業者も参入して、サービスの提供が始まりました。この20年間におきまして、地域の

人々の介護に対する考え方や受け取り方も変化をしてみいましたし、サービスの内容も多様化してみいました。当然施設の種類も随分と増えてまいりました。私の祖母は、生前認知症で、どんなものでも自分のタンスにしまっけたり、あるいは、食事をしたことを忘れて、何度でも食事をするという状態が続き、当時開設したばかりの老人保健施設に入所をさせていただきました。当時は、家族を施設に預けると、面倒を見ない、見ようとしなないというような、そういった批判をされる方もございました。ところが、今ではそういった施設の入所に関しましても、順番待ちができるような状態でもあります。そんなふうに、この20年間で皆さんの考え方も随分と変わってきておるところなんです。

ところで、長谷川式という名称を御存じでしょうか。保険とか福祉にかかわったことがある方は、どなたも御存じかと思いますが、認知症医療の第一人者である長谷川和夫医師が開発しました長谷川式簡易知能評価スケールのことでございます。日本で初めて認知症の早期診断を可能にされました。また長谷川医師は、認知症の人の尊厳を守るため、病名を痴呆から認知症ということに変更することを提唱された方でもございます。その認知症医療の第一人者である長谷川和夫医師は、現在、自分自身が認知症であることを公表をされました。現在、お年は90歳だそうです。しかし今もなお、講演会や執筆活動を続けられております。人生100年時代、誰もが認知症になり得る時代でありませ。誰もが介護が必要となる時代であります。

介護保険は3年を1期として、市町村ごとに介護保険事業計画が立てられます。郡上郡は、元広域連合という形で立てておりました、そういった時代もございましたけども、現在7期目、来年度から第8期がスタートいたします。そういった時期でございますので、第8期の介護保険事業計画におけるサービスの利用状況調査、そしてニーズ把握のための調査、各介護保険事業者からの今後の施設運営を含めた聞き取りの調査等がもう既に終了されておることと思ひますけれども、そうした調査の中から、見えてきました居宅サービスにおける課題、あるいは施設サービスにおける課題、その対応策につきまして、どのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。利用者及び事業者、サービスを提供する側、そういった両方の観点から、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 長岡文男君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、御質問いただきました第8期介護保険事業計画の策定作業を進める中で、把握している介護サービスの需要と供給に関する課題を中心にお答えさせていただきます。

まず、利用者側の視点から申しますと、令和元年度に市内の高齢者2,000人を対象に行いました日常生活圏域ニーズ調査の結果から見えることとして、介護が必要になっても可能な限り自宅で暮

らしを継続したいと考えてみえる方の割合は54.1%というふうになっております。利用者のニーズとしましては、これまでの傾向と同様に、在宅志向が強いことがわかっております。したがって、利用者の意向に沿った介護サービスの在り方として、訪問介護や通所介護など、居宅介護サービスを安定的に提供できる体制を意識していく必要があると考えています。

次に、事業者側の視点では、やはり介護人材不足という課題があります。平成31年3月に市内の事業所に対して行いましたアンケートでは、市内の事業所で不足している介護職員数の合計は45人という結果が出ています。こうした厳しい状況から、以前と比較して施設の新設や事業の拡大を希望する事業者は少なくなってきました。

次に、現状の介護サービスの需要と供給のバランスという点から、居宅介護サービスについては、一部の地域でホームヘルパーの不足により、訪問介護が十分に提供できないといった一時的な課題がありますが、事業所の配置という点ではおおむね市全体をカバーする体制が確保できております。在宅介護サービスにつきましては、認知症高齢者グループホームも計画的に整備してきたこともありまして、特別養護老人ホームの標準的な入所待機期間が1年以内という水準を経年的に維持しております。従いまして、現在のところ、施設入所の必要性が高い人がいつまでも入所できないといった深刻な状況ではありません。

以上述べました現状と要介護認定者数の将来推計をもとに、計画においては、介護サービスの総量を調整していくこととなります。要介護認定者数の推計は、向こう10年程度はほぼ横ばいとなっておりますので、介護需要も現在と同様の水準で推移していくものというふうに考えております。したがって、第8期計画の期間内においては、おおむね現状のサービス機能を維持していく見通しの中、さきに述べましたが、介護人材の確保に力点を置いて、施策を進めていく必要があるというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長（山川直保君） 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） ありがとうございます。介護保険制度がこの郡上で始まったときの介護保険料、基準額ですが、2,000円と少しかったです。2,100円ぐらいでしたか、多分そのぐらいだったと思うんですが、今20年たちまして、基準額で4,800円なんです。これは、所得に対する保険料の負担割合から見ますと非常に高くなってきているのが現実なんですけれども、当然サービス料も種類も増えておりますし、質も向上しておるのではないかと考えております。ただ、今、答弁にございましたように、在宅の志向が多いでありますとか、特に事業所での人材不足、こういった課題について、これから8期につきましては、しっかりと対応をしていただくようお願いをしたいと思いますし、市民に安心を与えられるような、そうした事業計画を立てられるよう、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、2つ目に、介護離職ゼロに向けた取組について御質問いたします。

介護保険事業計画に関する国の基本指針の中に、第7期から、介護離職ゼロに向けた介護をしながら仕事を続けることができるよう、サービス基盤の整備が盛り込まれております。国のほうからそういった指示があるわけでございます。国においては、仕事や介護の両立支援、介護の受け皿の整備、処遇改善による介護業界の人材確保についての取組を上げられておりますが、2017年の総務省の就業構造基本調査によりますと、全国で9万9,000の方が家族の介護により離職、転職をされております。うち7万5,000人が女性であったということでございますけれども、市におきまして、家族の介護や看護により離職、転職された方はどれほどあるのか把握をされておみえでしょうか。

また、こうしたことは、働き方改革であるとか、労働政策とも密接な関係があるかと思いますが、今回は、介護保険事業の観点から対策はどのようなかお伺いをしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 御質問のとおり、国の政策を受けまして、市では第7期の計画から介護離職ゼロの考え方を取り入れています。これは、働き手の不足が拡大する見通しの中、介護を理由として仕事をやめなければならないといった状況をできる限りなくしていくよう必要な介護サービスを確保していくというものです。このことに伴って、介護離職の減少などを把握するために、在宅介護実態調査を行いました。令和元年度の調査結果では、市において、介護を理由として仕事を辞めた人の割合は4.6%でした。これに対し、前回平成29年度の調査結果は6.9%というふうになっておりまして、改善傾向があることが認められました。また、全国平均の5.7%と比較しましても、市では1ポイント以上優位にあることがわかりました。

今後は、さらに離職者の割合を減らしていけるよう、施策を進めていく必要があります。そのためには、介護休暇の取得促進など、企業側の努力も重要になりますが、介護サービスの観点から、在宅介護実態調査の結果では、訪問系のサービスを利用している方は、利用していない方に比べて、介護と利用の両立が良好に図られている傾向にあるということがわかりました。よって、訪問系サービスの充実と利用促進を重点としまして、必要なときには適切に入所につなぐことができるよう、入所系の施設を良好に維持し、介護離職ゼロを目指していく必要があるというふうに考えております。

（2番議員挙手）

○議長（山川直保君） 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） ありがとうございます。利用者とか介護者に最も適したサービスができるように、選択肢を広げるようなそういった事業展開をよろしくお願ひしたいと思います。

また、今後に向けまして国のほうでは、介護離職者の防止のために、ケアマネジャーの資質向上を図るために、5年ごとに資格の更新があるんですけれども、資格更新研修、この演習の中に、家族支援というものが新たに今後入る予定だそうです。ただ、これは、ケアマネジャーが非常に今現在も余裕がないような状態だと思いますので、そういった家族支援のマネジメントが全てケアマネのほうに丸投げされるようなことがないという、そういったことを十分に注意して取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、次の質問に入りたいと思ひます。通所介護特例報酬における利用者自己負担分の公費負担についてでございます。このコロナ禍におきまして、国は、6月1日から特例措置として、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」としまして、利用者の介護サービスの有無に関係なく、事業者が通常より多くの介護報酬を算定できる措置を取りました。これは、この特例措置での報酬は、新型コロナウイルス感染拡大で利用者が減少しているデイサービス等、そういったところの通所介護事業所に対して、介護報酬の観点から支援するもので、そういった制度でございます。このコロナの蔓延によりまして、そういった施設の利用者が利用を控えておることが非常に増えてきておるわけなんです。ただこれは、実際に利用した時間よりも多い提供時間区分で報酬算定、請求できるわけですので、実際には利用していないのに、利用者の自己負担分が増えるわけなんです。こうしたことは、もちろん利用者の同意が必要となっておりますけれども、この算定の可否がサービスではなくて、利用者の、同意されるかどうかで左右されるわけなんです。同意する利用者と同意されない利用者の中で不用な混乱が生じておるのが実情です。

厚労省の介護給付分科会の全国3万9,199の介護サービス事業所への調査によりますと、収支の状況について、感染症の流行の前と比較して、悪くなったと答えた事業所が5月で47.5%、10月では32.7%、サービス別で見ますと5月においては、通所介護、デイサービスが72.6%、10月では42.2%と通所系サービスが非常に高い傾向で経営が圧迫をされていることがわかります。また、利用控えによる利用者、高齢者の機能低下が非常に危惧をされております。そういった現状もあるとお聞きをしております。事業者側にとって、新型コロナウイルス感染拡大の感染リスクや経営の圧迫懸念をされる中、利用者の自己負担増がない形での収益増収への対策が必要ではないでしょうか。全国の福祉新聞によりますと、東京都品川区、あるいは長野県の上田市や飯田市におきましては、今回の特例措置に対応し、利用者の自己負担分に対する公費負担の補助等の対策を行っております。適切な介護サービスを受ける機会を失われることは、利用者あるいは家族にとって大きな問題となります。継続して安定したサービスを実施するためには、通所介護特例報酬における利用者自己負担分の公費負担についてどのようにお考えであるかお伺いをいたします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、通所介護特別報酬についてですが、コロナ禍で、介護報酬の算定における臨時的な取り扱いについて、少し概要を説明させていただきます。これは、介護報酬の臨時的な算定ルールとして、全国的に適用されたもので、通所系サービスとショートステイについて、利用者の同意を得ることで、介護報酬を特例的に多く算定できるものです。例を挙げますと、デイサービスを週に3回利用している方の場合、特例の適用により、事業者に入る金額は月額5,000円程度の上乗せになりますが、そのうち1割は自己負担となりますので、利用者の負担は月額500円程度増加することになります。現在、市内でこの特例を利用することが可能な事業所は25か所で、そのうち、実際に特例を適用して介護報酬の増額請求を行っている事業所は13か所あります。コロナ禍で、通所系サービスを利用者が控えることによる減収や感染対策のための備品購入等の支出増により経営的ダメージが想定される中、事業者の支援としての意味合いを持つ臨時的な取り扱いの趣旨は理解できる場所ではあります。ただし、利用者の視点に立ちますと、サービスが増加したわけでもないのに自己負担が上がるということや事業者からの依頼に同意しなかった人は値上げしないということに対して、大変な不公平感がある点については大変制度上の問題があるというふうに感じております。

御指摘のとおり、一部の自治体がこの問題に対し利用者負担の増加分を公費助成するといった措置を講じております。市でも、こうした自治体にならって、利用者への財政的支援を行ってはどうかという御提案ではありますが、実施するとなると、個人への補助を行うか、事業者への間接補助を行うかといったこととなります。いずれの方法でも個人の負担分を計算し、市へ請求書を提出するといった事務手間が発生いたします。その負担をケアマネジャーや介護サービス事業所が負うこととなります。現在感染症対策等で逼迫した介護サービス11社に対し、さらにこうした事務負担を上乗せすることについて、慎重に考える必要があるというふうに思っております。このことについては、本質的には制度設計の問題であり、見直しが求められます。全国的に声が上がっているところではありますが、市としましても、機会を捉えて国への要望を行っていきたいというふうに考えております。

（2番議員挙手）

○議長（山川直保君） 長岡文男君。

○2番（長岡文男君） ありがとうございます。私は、利用者の自己負担を必ず公費で見たいということをおっしゃるわけではありません。制度設計の問題ですか。それは制度の根幹にかかわることになるんじゃないかと思えますけれども、ましてそういう状態であれば、今の状態を4月から始まっておるわけなんですけど、半年を過ぎて、指をくわえて見ておる状態なんじゃないですか。コロナっちゃんうのは災害なんです。災害のときは、災害現場の声を耳を傾けるんじゃないですか、普通。現場にどれだけ足を運ばれておるかわかりませんが、私は特例の利用を躊躇している

事業所、そういったこともあるわけですから、事業所の背中を押せるような、そういった対策を至急をお願いしたいと思っております。どうか、誠意ある対応をお願いしたいと思います。

さて、次に郡上市の郡上偕楽園の在り方についての御質問をしたいと思います。

郡上市直営の郡上偕楽園の定員は、特養が80名、養護が50名です。郡上市公共施設適正配置計画によりますと、郡上偕楽園は、昭和55年に建設された旧館、そして平成7年に建てられた新館からなっておりまして、耐震基準は満たしているということですが、浸水想定区域に含まれていることから、安全な場所への移転を進め、管理運営については、一般会計からの繰入金に依存しない経営を目指し、指定管理など民間活力を活用した運営手法について検討しますとあります。私は、民間活力の活用は大いに結構であると思えます。岐阜県老人施設協会加盟の施設を見ますと、県下には105の特別養護老人ホームがございまして、市の直営は海津市と郡上市の2施設だけでございます。養護老人ホームにつきましても、県下には13の施設がございまして、八百津町と郡上市の2施設だけが直営でございます。ほとんどのところが社会福祉法人や社会福祉事業団が運営を行っております。こうした公の施設を移転、あるいは運営手法を検討しまして、実際に新たな運営を行っていくためには、場所でありますとか、建物、職員の処遇、経営方針等、随分と多くの問題や課題を解決をしていかなければなりません。まして介護保険においては、施設の居室のづくり方次第で介護報酬も変わってまいります。民間に託すならば、募集も必要でしょうし、経営方針の調整も必要となってきましょう。現在では市が直営で運営する理由も薄れてきているようには思いますが、市民の安全安心の確保のためには、スムーズな移行が必要で、そのためにはそれほどの時間的な猶予もございません。

郡上市において最も重要な福祉施設の1つであります。この課題は、こういったスケジュールで、こういったところで議論され、具体的な方向性はいつまでに出されるのか。また、計画の中に、場所は大和町と記載されておりますが、これは決定事項なのでしょう。そのことについてお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

ただいま郡上偕楽園の在り方について御質問がありました。御質問の中にもありましたように偕楽園、長良川の左岸側に、堤防沿いに立地をしているということで、この場所は、いわゆる大雨等が降ったときの浸水想定区域内というふうに県のほうからも示されております。これまで過去においても台風、あるいは豪雨等の際には、大変心配な事情もございまして、何度か、大変入所者の皆さんには御面倒をおかけしておりますけれども、避難をしていただいたりもいたしております。あるいは、急な浸水というようなことがあった場合には、最低限時間稼ぎもできるように、止水板の設置というような形で、水が急に建物内へあふれ込んでこないように、そうした措置も取っている

ところでございます。しかしながら、この問題を長期的に解決するためには、この今の場所では、今の堤防の護岸等が大体现有のままであるとすれば、安心はできないということで、移転をするということを市としては方針として持っております。現在の施設を全面移転をするということについては、平成29年のこの市議会での議会からの御質問にそのような方針は御答弁を申し上げているところでございます。

この偕楽園の移転を考えるに当たりましては、今御指摘がありましたように、移転先を具体的にどこにするか、あるいは移転の時期をどうするか、そして、お話がございましたように、この偕楽園は特別養護老人ホーム80人、それから養護老人ホーム50人という入所定員を持ち、併せて20人のショートステイという機能を持っております。この辺の施設機能の規模をどうするかという問題でございまして。それから、3つ目は、確かにこの施設の運営をどうするかと、こういう問題でございまして。

順次お答えをいたしますが、まず移転場所につきましては、先ほど御指摘がございました、今年3月に策定をした郡上市公共施設適正配置計画においても、郡上偕楽園の養護老人ホームと特別養護老人ホームの機能については、大和地域内の安全な場所へ移転を進め、継続すると、こう書いております。したがって、大和町地内で移転をするということは、これは私ども市の方針としては決定事項でございまして。ただ、これを実際に実現するとなれば、当然予算であるとか、あるいは設置条例の改正であるとかということがございまして、議会のほうのそうした御議決もいただかなければいけないわけでありましてけれども、市の方針としては、決定をいたしております。市といいますか、詳しくは執行部の考え方、私の考え方としては決定をいたしております。その決定をしている理由は、この場所が長らく発祥以来この地域で機能を発揮してきたという歴史的な経過やそれから郡上市にはこの特別養護老人ホームが北のほうは白鳥町、あるいは南のほうは八幡町というような形でありますし、また、特別養護老人ホームという形ではありませんが、入所型の施設もそれぞれ各地にございます。そういう中で、この種の施設の郡上市全体における配置状況ということを考えてときには、大和町内に1つしっかりしたそういうものは引き続き必要であるという考え方を持っております。

それから、特にここに従事をしておっていただきます介護福祉の担い手の皆さんもたくさん大和町内にいらっしゃるということで、そうしたことを考えております。それで、これは、ただ私ども市の執行部の考え方というだけでなしに、これまでもいろいろと住民の皆さん等である郡上市偕楽園の将来構想検討会議とか、先ほどの公共施設の適正配置計画検討会議等の提言を受けて、そうした方向を持っているというものでございまして。そのようなことで、しかも大和町内ということで、方向出しておりますが、それに加えて現在、特に小中学校、こうしたものの公共施設の在り方ということをやって検討し、実施に移そうとしておるわけですが、特にそういう意味で学校の再

編統合ということと併せて検討したいということをお願いしてまいりました。

現在、御承知のように大和におきましては、4つの小学校を大和北小学校に統合再編をするということで、実際には関係者の御了解をいただきながら、既に進んでおります。そういうことでありますので、私どもとすれば、小学校として使わなくなったいずれかの学校を1つの有力な再配置先ということで、安全の面とかそうした点を確認をしながら、考慮しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

そのいつかということですが、今大和町内の小学校の再編統合は、議会の御議決もいただきながら、設計等を進めておりますが、令和6年度から統合された小学校で授業を行うということに、統合ということになると思いますので、実際面、それまでは令和5年度内はそれぞれの現在ある学校は小学校としての機能を果たさなければいけないわけですので、もし仮にいずれかの学校の校地を活用するとすれば、早くて令和6年度から建設等にかかれるのではないかと思います。したがって、そういうことで逆算をしていきますと、来年度にはしっかりそうした立地場所等を含めて基本構想というものを固めてまいりたい。令和6年度から決められた場所において、整理をしていきたいというふうに思っております。

それから、施設の規模についてであります。現在、先ほど申し上げたような入所定員ですけれども、そのうち特養、あるいはショートステイは常時満床の状態でございます。それに対して、養護老人ホームは50名に対して利用者が半数に満たないと、こういう状態でございますので、そうした利用状況、それから、これから今いわゆる第8期の介護保険事業計画を検討しておりますけれども、そうなりますと、20年後ぐらいまでの介護需要というものを見通しながら、進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、現在のところ高齢者、特に介護を必要とする年齢層の人数等を推計を見ますと、10年後の2030年頃までは、利用者数はほぼ郡上市全体で横ばい状態になるんじゃないかと思いますが、その後、2040年にかけて、少し介護需要は増えるのではないかといいことも見通しております。したがって、そういう状況を見通しながら、この特養がどれだけの部分を受け持つか、あるいはその他の受け持つてもらえるところが出てくるかというようなことも含めて、検討しながら、進めてまいりたいというふうに思います。養護老人ホームについては、今現在そういう状態でございますので、現行の利用状況をしっかり見ながら、適切な規模でよろしいのではないかといいように思っております。

それから、最後ですけれども、運営の在り方ですけれども、先ほどお話がありましたような状態でございます。私ども、特に私は、特別養護老人ホームというようなものを安全安心のためには、市がしっかり責任を持って直営でやるというのは私の方針でございます。ただ、それをいつまでもというふうに言うつもりはありませんけれども、当面、移転をするに際しては、あるいは当初の段階では、市がしっかり責任を持って特別養護老人ホームの在り方というようなものも、範を垂れるぐ

らのつもりでしっかりやってまいりたいというふうに思っております。特に最近介護人材の確保が非常に難しいという中で、この直営でしっかり介護にあたっていただく方の身分的な問題も安定したものとして行うということは、私は直営施設についても存在意義があるというふうに思っておりますので、そんな考え方で進めてまいりたいと思いますが、また幅広いいろんな方の御意見も伺ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(山川直保君) 長岡文男君。

○2番(長岡文男君) 御丁寧な御答弁ありがとうございました。偕楽園の養護施設におきましても、今平均年齢は80歳を超えておるそうでございますし、要介護認定をされた方の割合も非常に高いというふうにお聞きをしております。養護においても、特養におきましても、今後ますます介護と医療の連携が今まで以上に必要になってくるのではないかとこのように思っております。どうか、市長さんには、郡上の柱として、これから地域で安心して生活、継続していけるような、そういった環境整備に一層の御尽力をお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、長岡文男君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前11時03分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 田 中 義 久 君

○議長(山川直保君) 4番 田中義久君の質問を許可いたします。

4番 田中義久君。

○4番(田中義久君) 議長から許可をいただきましたので、質問通告に沿いまして、一般質問をいたします。これまで私はコロナ対策、また防災対策の中で避難所運営という身近な課題について一般質問させていただきました。今回は、私の政治活動の1つのテーマ、基本方針であり、また、市政におかれましては、長期ビジョン、こうしたものに関わる質問をいたしたいというふうに思います。それは、私たちの子どもや孫が20年後、30年後にこの郡上に生まれてよかった、郡上が好きだと、ここでしっかり食っていけると、そう喜んでもらえる、この郡上をつくっていきたい、こういう願いでございます。よろしく願いをいたします。

これは、将来の先々のことではありますけれども、しかし今私たちが、そして市政がどのように振る舞うか、そのことによって形づくられるんだということを、そういうことを思い致せば、日置市政の一つ一つの政策が20年後、30年後の郡上をよくもすれば、必ずしもそうではない方向に向かうということもあり得るといことも考えながらのことでございます。未来はつくっていただけるんだ、つくる力を今の私たちは持っている、まさに今日のこの行動が子や孫の時代に大きく関わるといことを私たちは自覚しなくてはならないと、そう思います。そこで、ちょうど今、まさに平成28年から10年間を期間とする第2次郡上市総合計画のこの後期5年間のこの基本計画策定の最中であり、ます。ちょうどそのタイミングでございます。そしてかつてのように、十年一日のごとくとはいきません。感覚では十年一昔でもありません。今日のこのテクノロジーの進展を見れば、3年か、長くても5年、これがかつての一昔という感じであります。総合計画は10年を一くりとして構想を持ち、継続一貫して総合的計画的に360度の行政施策を展開すると、そういうための計画であると理解をしていますけれども、果たしていかがでしょうか。

まずは、郡上市総合計画、後期計画の策定に向けて、このことについて質問をさせていただきたいと思ひます。

第1問は、この平成28年度から令和2年度の5年間、すなわち来年3月までを計画期間とする郡上市総合計画前期基本計画、前期実施計画が間もなく終わります。新計画スタートまでにもう半年を切っているというわけでございます。そこで新計画はどのような体制で、どんなプロセスで、またどのようなスケジュールで進捗しているのかをお伺いをいたします。担当部長から御答弁をお願いいたします。

○議長（山川直保君） 田中義久君の質問に答弁を求めます。

市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） それではお答えを申し上げます。

第2次郡上市総合計画前期基本計画の計画期間が本年度末で終了するため、後期基本計画とする令和3年度から令和7年度までの計画の策定作業を昨年度の早い時期から進めているところでございます。当然、作業を進めるに当たっては、本年度末までの策定を目指して進めておりましたが思ひもよらなかった新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、予定をしておりました会議などが開催できず、市民の皆さんからの意見聴取が十分にできなかったこと等から、やむを得ず策定に要する期間を約半年間延ばしまして、令和3年の9月を一定の目途で策定を完了することを目指すことにいたしました。計画の策定に当たりましては、市民の皆さんが素案策定に向けての意見交換や市の将来像などについての検討を行っていただく郡上未来会議を初め、素案を策定するための市の幹部職員による総合計画策定委員会とその実務を担う職員総合計画起草委員会があり、また有識者や市民の皆さんの各分野の代表30人が市長の諮問に応じて総合計画の策定に関し必要な調

査及び審議をいただく、総合計画審議会を設置し進めているところですが、この計画策定に向けた議論の始まりとしました郡上未来会議については、昨年度は4回開催しました。また、本年度については新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、オンラインでの開催を含めて、7回ほど開催をしております。このほか職員による総合計画策定委員会や職員の総合計画起草委員会なども随時開催をしております。なお、本年11月には、無作為抽出をしました市民の皆さん2,000人を対象とした前期基本計画の成果検証と後期基本計画の指標設定などにも利用させていただきまちづくり市民アンケートを実施しまして、現在その集計作業を行っているところでございます。また現在は、10月30日に行われました総合計画審議会における市長からの諮問に応じ、審議会の委員で構成された3つの部会において、職員による起草委員会等で作成した素案をもとに、審議が開始されたところでございます。今後は、審議会での議論を深めていただき、最終的に答申を受けたものについて、パブリックコメント等を行い、必要な修正を加えた上で、市議会の皆さんにも説明をさせていただき、基本構想の見直しを行う際には、議決をいただいた上で、提案としていきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。やはりコロナの感染症の影響で、この作業も少し予定よりは半年ぐらいになりますか、遅れていくということ、今わかりましたし、できることは相当進められているということで承知をいたしました。しかし、その6か月間遅れるということの旨につきましては、実は自分に余り総合計画の後期計画をつくられているというその響きと申しますか、感じが伝わってこない面が少しあったものですから、心配をしておったわけですが、そういうことであれば、関係の方だけでなく、広くそういう作業がこうなっているということもお伝えしていただきながら取組を進めていただけたらと思います。

それで、第2問は、基本構想です。今も触れられましたけれども、総合計画基本構想とは、市の将来像を明らかにするとともに、その達成のためのまちづくりの理念や方針、政策の大綱について示すものと理解をしております。住民自治基本条例、この第21条に、市議会の議決を経て定めるということが書かれておりますし、この条例の22条には、財政運営においても、総合計画を基本とするということが明記されております。あまり私自身教条的にはなりたくはありませんけれども、しかし、これはすなわち行政運営の大もとであるというふうに思います。

そこでお尋ねするのは、基本構想は通常前期、後期含めて10年を一貫して継続されるというものだと思いますけれども、目まぐるしく変転する今日、果たしてその10年というスパンでいいのかということ、私を私は考えます。今触れられましたので、構想も恐らく着手されているように感じましたけれども、こう申し上げるのは、実は今や日置市政の看板とも言うべき観光立市について、現在の基

本構想では触れられていないのではないかと思います。また、コロナ感染拡大の中で、新しい生活様式の導入、また、多くの議員からも御指摘のあった脱炭素社会、また、デジタル庁の構想等々、今までにない概念も沸き起こっております。

また、郡上市の行政改革もこれからが大変な時代を迎えて、やり抜いていく時代が来ます。こういうものを考えますと、この5年での市政環境は大きく様変わりしたというふうに捉えたときに、この際、観光立市をはっきりと打ち出して、またコロナ禍を経験した上で、アフターコロナの未来戦略も指し示す必要があるのではないかと思います。パラダイムシフトと言われます大きな社会変容そういう今こそこれらを議論し、次の時代の構想を、目標を掲げていただく必要があるのではないかと私は考えます。そして総合計画を考える今、ちょうど市長公室長さん言われた様々な起草委員会、あるいは未来会議、審議会、地域協議会、アンケート通じまして市民の皆さんがそのことに熱く語り合っていただくことができれば、コロナの問題はありますけれども、しかし郡上市のイメージ、目標を共有していくことができれば、それぞれの分野の方々がおのおのの立場から観光立市を初めとした市政にアプローチでき、アイデンティティーの高い、そして実効性の高い総合計画になると私は考えます。この点につきまして市長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。

郡上市のこの総合計画が今御指摘のように10年という期間をスパンとする基本構想と5年という計画期間を持つ基本計画という、大まかに言って2本立てになっているということは御指摘のとおりですが、私も、だから基本構想なるものは10年を展望してつくったものだから、10年間基本的に触るべきでないという考え方は少しも持っておりません。基本構想にしる、基本計画にしる、私たちは計画というものをつくるときには、そのときの状況認識でそのときの課題と、そしてそのときの知恵でつくっておりますので、これだけ変化の激しい5年という期間がたったところでは様々な問題が、あるいは新しいことが出てきているということでもありますので、当然そうしたことを踏まえて基本構想というものもしっかり見直していくべきだというふうに思っております。ただいまも御指摘がありましたけれども、この構想をつくってから5年の変化は、やはり予想を超える人口減少であるとか、あるいはまた、自然災害というような問題もございます。最もそれから暗いことばかりではなくて、例えば郡上を取り巻く道路ネットワークというようなものの整備も着々といろいろなものが進んでいきまして、次の5年間とはいかないかもしれませんが、そうしたものがいろいろと整備が進んでいくと、そうするとそういうことも考えていかなければいけないという問題がございます。そして、もちろん新型コロナウイルス、こうしたものに対応する、あるいはそういうものを契機とする新しい生活像というようなものも考えいかなければいけないというふうに思い

ます。そのようなことでありますし、また、私どもが観光立市郡上、あるいは小さな拠点とネットワークというような考え方、そしてまた今新しく国連等で提案されておりますSDGsという非常にこれも統合的なゴールを定めて、それをしっかり関連づけながらやっていこうというような、こういう動きというものは、当然基本的な視点に立って、現在さらに将来を展望していかなければならないということに関わる重要な事項でありますので、おっしゃるように、基本構想というものも今回の計画、改定作業の中にしっかり組み込んでいきたいと、その辺のことは、また計画を策定に当たっていろいろ作業をしていただく方々にも、基本構想という現在持っているものに縛られて、その範囲内だけで基本計画をつくってくださいというつもりはまったくございませんので、よくそこも御理解をいただいて、現在における状況というものを認識していただき、またいろんな技術革新とか、いろんなこともございますけれども、そういうものも踏まえて、新しいさらに郡上の将来を展望していただくような、そうした作業を進めていただくようお願いしたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。非常に御丁寧なお話をお聞きして、また、今実はまさに先ほど申し上げたこと、市長さん言われました道路ネットワークも含めて、料理で言えば多くの具材といいますか、たくさんのが、それはいろんな課題ですけれども、あります。また、そしていろんな夢も、それに対して皆さんが語られております。そうすると、ちょうど今構想をやはり5年だからやらないというよりは、しっかりむしろ長期ビジョンも打ち出していくと。そういういい時期ではないかというふうに思います。今の市長の本当に私も共感を持ってお聞きしましたが、ぜひ、そういうことで進めていただければ、実効性の高い総合計画、そして皆さんが参加される、第1期のときに書いておりました、みんなで考え、みんなで作る郡上というのは変わらないし、ずっと郡上もっと郡上だと思えますけれども、しかし、構想自体をしっかり練り上げていただきたいなということをお願いをしたいと思えます。

それでは、第3問目に入りますけれども、総合計画後期計画の重点課題となる観光立市の中身について、お伺いをいたします。

官公庁は、DMO、この解説の中で、観光とは地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する視点に立った観光地づくりだと、こう定義をしております。しかし一方、日置市長さんの提唱される観光立市は、観光交流や名所旧跡だけのことではなく、まさに観國の光、この光のことだと、自分は受け止めております。産業経済の循環、歴史文化、自然環境まで網羅するものではないかというふうに受けとめております。しかしながら、一方で、このことが理念という感じにも受け取られる面もあります。ですから、いわばリーディングプロジェクトといいますか、一

点突破・全面展開という言葉があります。これまでに、観光面につきましては、大変取組が先進的に進められております。そういうことを考えますと、そのことを真に郡上の中から支える、裏打ちをしていくというものを考えていくという時期ではないかと思うんです。そうしますと、今度の基本計画において、思い切ってメリハリをつけて、例えば郡上市は山の国だ、源流の里だと。だから観光立市の後期5年の取組は農林水産業の一大振興をすると、こういうリーディングプロジェクトがあってもいいのではないかというふうに思います。もちろん、今までも多くの取組はなされております。それは、十分認めた上での話ではあります。しかし、引き続き耕作放棄地が増える、山も人の手の入らないところが増えていきます。国レベルで考えて、食料自給の低下も心配されています。これまでの時限を異にした、事業体への支援、あるいは、官民で新たな第三セクターを設立し、人口対策を兼ねて、全国から働き手を確保し、生産拡大、新たな加工と販売体制の確立を図る、既にこの業界の皆さんの御尽力によりまして、ひるがの大根、明宝ハム、明方ハム、南天、鮎等々、全国ブランドの様々な農産物、水産物ができ上っております。これらをさらに伸ばし、これに続くブランドをつくり出していく、こういう取組こそがまさに観光のこの郡上の光づくりではないかと思えます。

先週、農業振興大会、傍聴させていただきました。お米プロジェクトの若い皆さんが、観光立市を意識して、農業の取組を発表されておられました。観光農園の提案もありました。ジビエをもっとやろう、熱い事例発表もありました。後期5年の観光立市のメリハリある具体的な取組の1つとして、リーディングプロジェクトとして、郡上の農林水産業、一大振興を市長は目指すと、そういう提案についてはどうお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

私はかねがね郡上の観光の魅力というものを考えたときに、1つはこの郡上八幡の城下町に見られるような、本当に珠玉のようなまちと言ってもいいような美しい山と水に囲まれ、伝統文化を持っているこうしたまちのたたずまいや、そして一歩また外へ出れば、長良川や和良川やそうした川とそれから里、そして、非常にたくさんの面積を持つ山というような、いわば言って見れば、田舎の魅力というようなものが混然と一体となった地域であると。それが郡上の魅力だろうというふうに思っております。そうしますと、特に郡上の田舎の部門というところは、それはとりもなおさず農林水産業というものが支えているということでもありますから、御説のように、農林水産業の振興ということは、私が掲げる観光立市郡上の中でも非常に大事なことで、私は農林水産業は観光立市という旗印を掲げている郡上市にとっては基盤産業であるということをおっしゃいます。したがって、今御指摘になったようなことをいよいよしっかり取り組んでいくということについては、賛同いたします。全く同じ意見を持っております。いろいろ今御指摘がありましたような農地の荒廃と

というようなことを防ぎながら、そういうものをしっかり守っていく、あるいは、挙げられましたような特産品の振興というようなこともしっかりやっていく、ブランドの確立とか、そういうようなこともございます。あるいは林業の振興、あるいは水産業、そうしたものの畜産、そういったことも非常に大事だというふうに思っております、さらに次の5か年においても今それぞれ取り組んでおりますので、そういうものをさらに拍車をかけていきたいという思いはございますが、私が申し上げている観光立市というのはそういうことで、いろんな要素に支えられている総合的な施策というふうに捉えておりますので、今、平成29年から観光立市という旗印でやっております。いろんなDMOの今候補法人ということですが、そうした組織の整備であるとか、そしてそこを中心としたいろんな誘客活動であるとか、魅力ある観光資源を再編成するというようなことで、やっておりますが、この5年間といいますか、29年度以来やってきた観光立市というものは、そういういろんな要素を含んでおりますので、ここへ来て、今度これまではそういったことをやってきましたが、観光立市郡上の一番大きな看板が農業だというと、これまで取り組んできたところはまだ途中なのに、どうしたのかというようなことにもなると思いますので、確かに、リーディング産業として観光立市郡上の大きな柱として農林水産業というものを取り組んでいくということを私もそのようにしていきたいと思いますが、まだまだいろんな課題が残っております。このDMOをしっかり法人にしていくというようなことで、その中で受け入れ態勢をつくっていく、魅力をつくっていくというようなこと、そして郡上はこれまでそうしたこととともに、いわゆるアウトドアの魅力、あるいはスポーツツーリズムの振興といったような柱も立てておりますので、そういう幾つかの柱のしかも非常に重要な農林水産業の振興ということで、進めてまいりたいというふうに思っています。なかなか観光というのはどれか1つの一本足打法では、なかなか進まないもので、そうした点をしっかり目配りをしながら、多様な魅力をつくっていく。特に農林水産業、農業等については、観光とは切っても切り離せない食という問題を抱えておりますので、一層の努力をしていきたいと思っています。いろいろと行政経験の豊富な田中議員でありますので、見ておられて、もう少し例えばそういう担い手のしっかりしたものをつくっていくというような思いもおありかとも思いますが、私としては、今多様な担い手が頑張っているの、さらにその強化といいますか、あるいは連携の強化ということは必要かと思いますが、当面今進めているようないろんな諸施策を確かに重要な観光立市の中のプロジェクトであるという認識のもとに進めてまいりたいというふうに思います。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) 大変御丁寧なお話をお伺いしましたし、それが市長さんのお考えだということは、考えてわかっておるつもりであります。いわば先ほど20年後、30年後と言いましたけども、そのときに基幹産業となって雇用の場にもつながるような、1つの大きな拠点を郡上の中につくっ

ていくんだという発想を持つと、多様な主体がそれぞれでやってみえることを、当然これを応援し、高めていただきながら、今はこのことに集中してちょっとメリハリつけてやるぞということをやられたらどうかというのが私の思いです。それは、郡上の御先輩方やられたお取組の中に先ほど言いましたようなものをつくってきたときには、相当それに注力して、市民の皆さんとともにそういう取組をされたんだと思うんです。ですから、多少はそのメリハリというもの、あるいは1点突破ということが結果として全面展開になるし、全面展開されているから、その中の今はこれをやると、次これやるというものがあると、すごく伸びるものが出てくるのではないかと、こういうふう考えた次第でございます。私としては、いろいろな取組は郡上は宝庫ですから、もちろん全部大事です。しかしその上で、何とか1つのリーディングプロジェクトというものを掲げていただくのも大事ではないかということをお指摘をしておきたいと思えます。

それから、最後に長期ビジョンについてお伺いをいたします。郡上市におきまして、長期計画と申しますと、このまち・ひと・しごと創生・人口ビジョン総合戦略と、こちらが第2期計画ということで、既に2期目に入っているわけでございます。これは、期間は2060年、令和で申しますと42年ということになります。そのときの人口シミュレーション、2060年、今から40年後ですが、国の機関の推計がなんと2万人を切って1万9,630人です。政策効果が上がった場合の推計におきまして、パターン1では2万2,320人、パターン2では3万807人、こうした人口予測をもとにして、その対策となる総合戦略、産業、健康福祉等の4つの分野で基本視点を分析して、それぞれに基本目標を掲げております。そして分野ごとに細かく事業項目、目標数値、今でいうKPI、明らかに示されております。そこで1つお聞きしたいのは、当初の第1期ビジョンから5年を経て、第2期ビジョン計画の中で分析されておると思いますが、この5年間のこのお取組、人口推移の実態と、政策効果、これをどう評価して、第2期をつくられたか、これからどう進めようとされているか、担当部長にお伺いをしたいと思います。概要をお話しいただきたいと思えます。

○議長（山川直保君） 市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、人口のほうについてお答えをさせていただきます。ちょうど今年10月に国勢調査がございまして、現時点では、点検、集計値ということもございまして、人口の評価につきましては、岐阜県において、平成27年国調をもとに、それ以降の自然動態であったりとか、社会動態を加減して、推計をいたしました人口動態調査結果をもとに御報告させていただきます。

国立社会保障人口問題研究所が平成30年3月に公表した将来推計人口のうち、2020年の値は3万9,910人でございます。これに対しまして、県人口動態調査による令和2年9月1日現在の推計人口は、3万8,747人でございます。推計人口での比較ということでございますけれども、直近の人口の推移というところを見ますと、実態としては減少が進んでいるということを考えております。

次に、政策効果の評価についてでございます。第1期総合戦略において、人口減少の抑制対策、地域経済と雇用機会及び市民生活の好循環を促す仕組みづくりという基本的な考え方のもとに、4つの基本目標に基づきまして、施策のほうを進めてまいりました。基本目標ごとに設定した目標数値について、その成果を報告させていただきます。

1つ目の基本目標でございます「郡上市仕事づくり、安定した雇用を創設する」でございますが、市内事業所就業者数について、5年後に2万人を維持することを目標として、事業のほうに取り組んでまいりました。直近で確認できる数値といたしまして、28年の経済センサスでございますが、1万8,668人と目標を下回っておる状況でございます。この数値を見る限りでは、目標の達成は厳しいのではないかとというふうに考えております。

次に、2つ目の基本目標「郡上への新しい人の流れをつくる」でございます。現在の20から24歳が5年後に25から29歳となったときの人口の社会増160人というものを目標といたしました。移住定住施策を強力に進めてまいりました現時点において、令和2年国調の結果が出ておりませんので、正確な評価ができません。調査結果を待って評価を行いたいと考えております。

3つ目の目標については、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというものでございます。5年後の合計特殊出生率を1.9に達成するという目標を掲げて取り組んでまいりました。平成30年の数値が1.97と目標を少し上回っておりますけども、子どもを生み育てる年齢層の女性数が年々減少しているという状況の中から、目標の達成には若干厳しいものがあるのではないかとというように推測をしております。

4つ目の目標については、生活基盤、健康福祉という中でございますけども、65歳以上人口に対する要支援、要介護認定者数の割合を5年後に19%とすることを目標として取り組んでまいりました。令和2年3月時点で、18.3%と目標の19%以内に収まる結果となりました。なお、基本目標ごとに掲げた施策の達成状況を計るため、45の重要業績評価指標、KPIを設定をしておりますが、このうち約40%の指標で目標値を達成しております。未達成の中には、目標とした値の8割を達成しているものもあり、これらを含めると、約70の指標において達成、もしくはおおむね達成という、そんな状況となっております。これらの総合戦略の成果と課題、また、人口ビジョンの展望を踏まえつつ、策定いたしました第2期総合戦略が御指摘のとおり5年としてスタートしたところでございます。目標とした成果を得られますよう、引き続き戦略的に施策を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。4つの目標ごとに、しっかりと分析をされている

ことと、達成率をお聞きして、よくやられているなというふうにして聞いておりますが、環境的には大変厳しいことは今後ともどんどん進んでいきますから、ぜひ取組をお願いしたいんですけども、同時に、総合計画とこの長期ビジョンというもの、それぞれ別々に考えていくと、なかなか大変ですから、計画づくりの行革といいますか、そういうふうな意味からいっても、長期ビジョンと総合計画しっかりリンクさせて、そこで話し合われたことを反映していくような形を持たれるといいなというふうにも思います。20年後、30年後にどんな郡上をつくるのか、そのビジョンを明らかにして、そこから逆算して、そこから今市政は何をすべきかと、そういうことが問われるということでもありますので、ぜひそういう観点で今度の総合計画は、長期ビジョンも踏まえて進めてほしいというふうに思います。

そこで、以前「未来の年表」におきまして、大変衝撃的な事態が起きるということで河合雅司さんという方が作られた本があります。これの続編で、「未来を見る力、人口減少に負けない思考法」と、こういう本を出されまして、また示唆に富む内容として読ませていただきましたが、まさにいろんなことが書いてあります。自治体は段階的に集住を促せ、地区ごとに拠点をつくれ、書いてあります。また、私ども議会の中でも、これ今政策立案を進める会では、情報通信技術、ICTを最大限駆使した産業興し、生活改革、こういうものの研究、そして提案をしていこうという動きが進んでおります。そして子育て、しっかりできる環境をどうやってつくるのか、せめて3年間子育てのために企業も地域も丸ごとで応援できないか、等々いろいろ課題があるわけでありましてけれども、現段階でイメージされる長期ビジョン、この実現のための総合計画、後期基本計画のマル得の重点項目、その案は、市長さんがどんなことを考えられているか、ちょっとお時間短くなりましてけど、少し触れていただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 将来を展望して郡上がこうあってほしいというためには何をするかと、大変難しい御質問であります。私は、この何年後かの郡上というものを見たときに、そこに住む人たちにとって確保されるべき理念は、安全と安心とそして生き生きとした活力と、そして日々の暮らし、あるいは人生、人間として生を受けて、ここで暮らす者としての希望といいますか、そういうようなことが確保されるような郡上であってほしいというふうに思っております。先ほど来、河合部長が説明しましたように、人口の減少等はなかなか厳しいものがありますけれども、しかし、そういう厳しい、いわばやや不都合な真実と言ってもいいかもしれませんが、そういうったものを直視をしながら、しかし、ここで住んでいる人たちが生き生きと、そして幸せを感じながら暮らせる郡上ということだろうというふうに思いまして、そのためには、今の人口減少対策なんかについても、決してあきらめない、しっかり子育てやあるいは地域における仕事づくりであるとか、あるいは

は何より大切なのは、将来を担っていく人材育成と申しますか、人材という問題、これは人口の数だけで表せられない地域力としての人材というものの育成と申しますか、担い手の育成ということも大変大切だというふうに思います。そういう中で、その確かにコロナというようなものを契機とした働き方、暮らし方のいろんな変化に対する対応の仕方であるとか、あるいは先ほども申し上げましたが、近年重視されている地球環境の問題であるとか、その他バランスの取れたSDGsの確保といったようなことです。こうしたことに対応できる郡上であってほしいというふうに思います。いろんな言い方はできるかと思いますが、私はこういう中で郡上が外からもいろんな意味でいいとこだと言っていただけということの1つは、人間性あふれた、人間的な暮らしというものができる。そして、しかしその暮らしを支える背後には、いわゆるハイテクノロジーというか、今言われているようなテクノロジーというものをしっかり活用するというようなことでございまして、これはもう2000年、西暦2000年、ずっと前だと思いますが、アメリカの未来学者のジョン・ネイスビッツという人が「メガトレンド」とか、いろんなことの中で書いているやはりまさにハイタッチとハイテクが融合した地域づくりという人間性と申しますか、そういう人間味あふれる生活がお互いの助け合いとかいろんな中で、確保され、さらにそういったものを背後から木漏れ日のようにテクノロジーというものは支えている。こんな郡上は日本にも世界にも誇れる田舎の山間都市づくりを目指したいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(山川直保君) 田中義久君。

○4番(田中義久君) ありがとうございます。置いておく計画ではなくて、それが市政のプログラムになる、そして花がある、実のある総合計画づくり、期待をしております。御答弁ありがとうございました。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、田中義久君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時52分)

○議長(山川直保君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 渡 辺 友 三 君

○議長(山川直保君) 16番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

16番 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。ちょうど昼御飯過ぎで、睡魔の襲うときでしょうけれども、しばらくの間お付き合いのほどをよろしく願いをいたします。

今年の夏、本当に郡上八幡といいますか、白鳥町でも同じようでしたけれども、火の消えた、本当に寂しい、何とも言いようのない一夏を過ごしてきました。ちょうど子どものころですが、夕方になると、吉田川にカンテラのともし頃頃にちょうど保存会の浴衣を着られて、踊り会場に向かわれる、そんな保存会の方々を見ながら、ちょっと別格といいますか、大げさに言えば、スターのような感じで見させておっていただいたところでもありますけれども、何か本当特別な人のような気を持っておりましたが、そういう保存会の方々、踊り会場では、輪を乱さず整然と輪をリードして踊っていかれる、また輪が乱れると、すぐに正常の輪に戻され、そして、輪を乱す者には即刻その場で注意をすると、そんな1つの保存会としての威厳といいますか、そんなお気持ちも持たれておったところでもあります。それから、郡上おどり発祥から400年以上こうして歌い踊り継がれてきておまして、昭和48年には古調かわさきが国の無形文化財に選択され、平成8年には、10曲全てが国の重要無形文化財に指定されるなど、これは全て先人の方々の御努力により、世間へ広く評価を受けることになったわけでございます。そして今日まで受け継がれてまいりました。また、郡上おどり保存会が大正11年に発足されてから、2022年、再来年ではありますが、100周年を迎えるということで、記念の事業についてもいろいろとちまたで噂をされておまして、耳に入ってくるところでありますが、この保存会、100年の記念事業についての準備状況についてをお伺いをしたいと思います。現在はまだ予定ということでありまして、どの程度までこの場で御説明いただけるかはわかりませんが、どのような記念事業等が予定計画をされているのか、また、来年2021年がこの準備期間となるかと思っておりますけれども、2022年を目標なのか、またそれから先への行事を進められるのか、その点について、現在のわかっている範囲での御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、郡上おどり保存会の設立の背景でございますが、大正11年以降の郡上おどり保存会会議録によりますと、設立に向け、大正7年に地元有志が保存に乗り出したものの、大正8年の北町の大火によって3年間その活動を差控えたという記録がございます。その後、北町の復興が進む中で、大正11年に郡上おどりの継承と発展を目的として、郡上おどり保存会を組織したと記録されていることから、大正11年、西暦1922年を発足年としまして、議員言われましたとおり、令和4年、2022年を郡上おどり保存会設立100周年としております。

現在、郡上おどり保存会と郡上おどり運営委員会から選出された実行委員会によって、郡上おどり保存会100周年記念事業の企画立案や実施に向けた具体的な作業を行うための準備を進めているところでございます。この実行委員会では、これまでの100年にわたる郡上おどり保存会の取組を祝い、これまでの歩みを記録する取組とともに、次の100年に向けて活動を継承する事業となるよう、協議を重ねている段階でございまして、その内容につきましては、市民の皆さんや全国の踊りファンにも深く関わっていただくものになるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 実行委員会を組まれてということではありますが、事業自体は実行委員会が取り組まれると、そこで、市の役割はどうかという点も加えてお聞きをしたいと思っておりますけれども、記念事業の実行は、市と実行委員会なのか、実行委員会だけやられて、市はまたいろいろな形での協力というふうになるのか、この辺についてやはり経費から、予算等も伴うことですので、財源確保に向けてのその予定等把握はされているのか、お伺いしたいと思います。それで、市はどの程度の協力支援を行う計画なのか、おつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） 再度になりますが、お答えをさせていただきます。

まず、記念事業の主体でございますが、先ほど申し上げましたように、主体は郡上おどり保存会と郡上おどり運営委員会から選出された実行委員会が担うということになります。それで、市としては、市民だけではなく、全国の縁故者や踊りファンにもこの100周年記念事業を周知をするとともに、事業を実施するために必要な財源確保の協力の呼びかけを考えておるところであります。具体的に申し上げますと、東京郡上人会や県人会等の縁故者、郡上藩江戸蔵屋敷や郡上おどり in 青山を初め、各地で催される郡上おどりファン等の都市住民向けプロモーション、そして市のホームページや観光連盟のホームページを活用いたしまして、事業の周知と協力の依頼を考えているところでございます。財源につきましては、実行委員会によるクラウドファンディングの運営や、協賛金を募集することと並行いたしまして、国県等の補助金の検討とか、個人からのふるさと寄附の使用目的としての位置づけ、また企業版ふるさと寄附での協力依頼を考えているところでございます。また、これらの財源におきましては、新たな踊りファンの獲得などの目指すべき目標や寄附者にどのようなインセンティブが付与されるか、そういうことにつきまして、実行委員会と今後も十分に協議をしまいたいと思っております。よろしくお願いたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ちまたでは、この100年を契機に、屋形の新築とか、いろんなうわさも出ておりますけれども、そのような適切な時期に実際にクラウドファンディング等、また市民への協力体制等、取られるのであるのなら、早めの御報告等もいただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、もう1点でありますけれども、ちょうどこの2022年、再来年ですけれども、ユネスコ無形文化遺産への提案候補にこの郡上おどりが選定をされておるということをお聞きしております。これ、ちょうど今年の2月19日に文化庁文化審議会無形文化財文化遺産部会というところで、今年度のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す候補に全国各地に伝わる盆踊りなどの民俗芸能を23都道府県の37をまとめて1つの遺産とみなし、風流踊として一括提案することが決められたと報道がありました。この郡上おどりもその中の1つとして入っておるところであります。実は、平成23年のちょうど12月の一般質問で、議会の、ユネスコに無形文化財の登録をというような質問をいたしましたところ、当時の商工観光部長から、とにかく風流踊というカテゴリーの中の現在は21番目にあるというようなことで、なかなかその順番は回ってこないしというような答弁をいただいて、ちょうどそのときにギネスにもどうかというようなことも、御質問しましたら、2か月踊るのが世界一になっておるなんていうことは、まだ未確認であって、そんなところへ来ておらんというような、何か打ちひしがれたような、思いをしたところでございますけれども、今回、37件まとめて1つの遺産としてみなし、風流踊やユネスコの無形文化遺産登録をされるということで、提案されるということで、本当に喜んでおるところでありますけれども、このユネスコ無形文化遺産登録の意義と、それをまた受け継いでいく、この郡上市民等の役割とといいますか、1つのことを受け継いでいく、その任務、使命等はどのようなことがあるのか、お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） 私からは、まずユネスコ無形文化遺産の登録の意義について、御回答させていただきます。

無形文化遺産につきましては、無形文化遺産の保護に関する条約において定められておるものでございまして、2003年のユネスコ総会においてこの条約が採択されました。我が国は、2004年の6月にこの条約を締約しまして、現在では、この9月時点で全世界では179か国が締約しておるといってございまして、条約では、この無形文化遺産について、締約国が自国内で目録を作成して、保護措置を取ること、あるいは国際的な保護としましては、人類の無形文化遺産の代表的な一覧表を作成するなどが定められております。日本国内の無形文化遺産としましては、これまで能楽ですとか人形浄瑠璃、歌舞伎などで、21件が登録されておりますが、議員の御指摘のとおり、2022年の秋には、郡上おどりを含む風流踊37件が政府間委員会において審議されるものというふうに使われ

ます。

今回の審議の対象となりました風流踊でございますが、風流踊とは、華やかな人目を引くという風流の精神を体現し、衣装や持ち物に趣向を凝らして、歌や笛、太鼓、鉦などに合わせて踊る民俗芸能で、災難除けですとか死者供養、豊作祈願、雨ごいなど、安寧な暮らしを願う人々の祈りが込められているものというふうにされております。

そして、そのユネスコ無形文化遺産の登録の意義としましては、1つ目に、世界的に貴重で重要な民俗芸能であるということが認められること、2つ目に、無形文化遺産として保存伝承の重要性が再認識されること、3つ目には、保持団体や地元住民の方の自分たちが伝承していることへの意識が向上することなどが上げれると思います。そういう中で郡上おどりに関しましては、無形文化遺産の登録によって、全国及び世界的に知名度が高まることで、さらに郡上市を訪れる方、郡上おどりに接する方が増加し、観光立市としての躍進や地域の活性化が向上するものと期待されます。

教育委員会としましては、文化財としての観点から、今後も郡上おどりが風情ある姿を残しつつ、次世代へ継承されるよう、保存活動への支援や助言を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） それでは、私からは、質問の郡上おどりを受け継いでいく市の役割等についてお答えをさせていただきたいと思っております。

郡上おどりは400年以上にわたり継承されてきましたが、それは郡上おどり保存会の多くの諸先輩方の御努力と自治会や商店街を初めとする地元関係者の協力、そして地元だけではなく、全国に広がる踊りファンの声援によってなし得たということであろうというふうに思っております。しかしながら、郡上おどりが開催されることが当たり前の夏であった昨年までとは異なりまして、今年は新型コロナウイルス感染症により全日程見合わせということになってしまいました。結果として非常に残念な形ではありますが、郡上おどりという存在の大きさに気づかされることとなりました。このようなタイミングで、ユネスコ無形文化遺産への提案候補と郡上おどり保存会の設立100周年を迎えることとなります。郡上おどりを市のかげがえのない財産として保存、継承、発展させるためには、今以上に市民の皆さんや全国の踊りファンが郡上おどりの発展に関わる取組を自らのこととして、かかわっていただく必要があるというふうに思っております。そのため、100周年記念を祝う単なる記念事業の開催だけではなくて、後継者の育成や、縁日おどりが開催される歴史の伝承、そして、踊りのかけ声や踊りの輪の中のマナーの検証と徹底、そして、音響、照明や交通整理、清掃等の会場運営へのかかわりなど、多くの皆さんに協力をいただきながら、次の100年につながる取組を郡上おどり保存会、そして郡上おどり運営委員会と協力して、市民と一緒に市は担っていく必要があるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。今、部長のお話にもありましたけれども、輪の中でのかけ声といいますか、いろいろと目に余るようなこともありまして、非常に残念に思うようなことがありますけれども、今回のこのユネスコへの遺産への提案候補に上がったということで、ひとつやはりその辺については、しっかりとした踊りでも対応していかないかなということも思うところでありますが、市長、一言お願いしたいわけですが、今年の夏は、一晩も毎晩会うこともなかった、いつも例年ですと毎晩のように踊り会場でお会いしとったのが、全くお会いすることもなくて、過ぎてしまったんですけれども、郡上おどり100年を迎える、そしてまたこのユネスコへの登録というようなこと踏まえまして、一言、市長の総括としまして、お話を伺いたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えいたしたいと思います。先ほど商工観光部長も申し上げておりましたけれども、本当に踊りのない一夏、渡辺議員もおっしゃいましたけれども、こうした夏を過ごしてみても、改めて郡上おどりというものの、この郡上にとってのありがたさというか、尊さというものを感じた次第でございます。これは、郡上おどりだけでなく、白鳥おどり、拝殿踊りについても同様だと思いますけれども、こうした伝統芸能、あるいは伝統文化というものが持つ重みというものを改めて感じた夏ではなかったかといふふうに思います。そういうことで改めて大切にしなければいけない、そしてまた将来へ向かってしっかり引き継いでいかなければいけないという思いを新たにしたところでございまして、先ほど来ありますように、大正11年に保存会が設立されて100年ということでもあります。2022年が再来年ですけれども、そのときに期せずしてまた2022年には、この郡上おどりを含む全国の風流踊と言われるカテゴリーの伝統芸能がユネスコの無形文化遺産に登録すべく、審査をされると。少しかかるだろうと思っておりますけれども、その後、恐らく登録されるのではないかというふうに期待をいたしております。そういうことでありますから、先ほど来お話のあります郡上おどり保存会の設立から100年ということは、単に保存会にとってだけの節目ではなくて、これはこの100年の歩みを歩んできた郡上おどりそのものの歩みでもあり、また、それとともに歩んできた地域の歩みの100年でもあるという意味では、この節目の意味を保存会という団体の100周年だということではなくて、郡上おどり、あるいは郡上おどりを抱えるこの郡上のそういう貴重な100年目の節目であって、改めてその節目に立って、将来への伝統を引き継いでいく、あるいは磨き上げていくというようなことを誓い、そのスタートに立つべきものと位置づけていくべきではないかというふうに思っております。そういう意味では、私ども郡上市も郡上おどり運営委員会には名を連ねておるわけでございますから、当然この実行委員会にも、そういう構成メンバーと

して、しっかり入って議論をしていきたいというふうに思っております。特に問題になります、いろいろ何をやるかということと、そのための資金調達をどうするかとか、いろいろあると思いますので、よく関係者の皆様方と協議をしながら、みんなにとっても1つの祝うべき100年、そして、将来に向かっての100年へ向かっての発展を誓う節目になればというふうに思っております。また、このユネスコの無形文化財でありますけれども、これについても、先ほどお話がありましたように、当初日本の無形民俗文化財、重要無形文化財を一つ一つ取って順番にという話がありましたけれども、あの頃と違って少し日本の登録、数が多いもんですから、いろんなカテゴリーをまとめてユネスコへ申請するというふうに戦略、戦術を変えていったということがあると思います。それは、例を挙げますと、美濃市の本美濃紙の日本の和紙についてもグルーピングをして登録をいたしましたし、それから高山や大垣の山車のあるお祭りというのも全国のそういう祭りを全部グループにして、登録をしていると、それと同じように全国の風流踊をそういうグループにして一定の範疇に入るものを一括して登録するという戦略だというふうに思いますので、その中に、重要な一角として郡上おどりが入っているわけですから、ユネスコの無形文化財、文化遺産に恥じないような、全国においても、三十幾つある中においてもさすが郡上おどりと言われるような後継者の育成であるとか、発展というものを、これも1つの弾み台として跳躍台として、しっかりやっていければいいなというふうに思っております。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。随分早く、21番目が本当に、ここへ平成23年からはやここで登録というような動きになったというのは、本当にありがたいことでございますので、これを生かしてまた、郡上おどり、また郡上のおどりが発展していくことを願って、またもう一つには、来年は、今年の方まで踊り明かせるような、そんな年になることを願って、この1点目の質問につきましては、終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

2点目でありますけれども、市内の両高等学校への支援と協力ということでありますが、特色を生かし、市外からの生徒募集への取組ということでございます。県下の公立高校では、新聞の切抜きもあるんですけれども、県の教育委員会が生徒募集をしておると、県外へ、ということであります。令和3年度は、これまでよりも増えて、特色ある教育校が6校、そして全国で活躍する部活が12校の計で18校が県外からの生徒を募集されて、コミュニティスクールを行っていくというようなことでありまして、郡上市においても、県外とまではいかないにしても、市外から生徒の募集に少し力を入れたらどうかという点で御質問するんですが、郡上に2つの高校があるわけですが、このことは郡上にとっては財産であり、大きな若い力に期待の持てるところであります。瑞穂市においては、市内に高校がないということで、近くの岐阜農林高等学校や済美高等学校等と協定を結

ばれて、多様な分野での協力そして連携を深めることにより、活力ある地域社会の形成と発展、未来を担う人材育成などを目的に、連携協定を結ばれて、まちづくりに取り組んでみえるというようなことではありますが、郡上の郡上高校、そして郡上北高ともに、それぞれ教育や部活動そして地域活動に目的を掲げて、地域ブランドの創出や取組への様子もよくケーブルテレビ、また新聞等でも紹介されておるところであります。昨日の新聞でも、郡上高校と北高がウェブで同時に授業というような新聞記事が載っておって、これ、今回2回目ということでもありますけれども、ちょうど郡上北高の観光ビジネスコースと郡上高校園芸科、そして食品化学科の生徒さん80人が参加して、そういう合同での同時のウェブ授業も行われたということではありますが、また先日の郡上市の農業振興大会においても、郡上高校食品化学科の生徒さんの活動報告とともに将来の夢、専門大学へ進んで、そこで学んで郡上へ戻って農業をやりたいというような思いを語っていただいて、大変頼もしく感じたところではありますが、市として、このようなことに積極的に協力をし、そして、市外からの生徒募集にも力を入れ、コミュニティスクールに取組をして、地域社会の発展と特色ある学校づくりに共に発展するべきでないかと考えるところでございますが、この点、教育長さんの御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（山川直保君） 教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 市内の2校におきましては、県外募集はしておりませんが、市外からの進学は可能でございます。令和2年度は、家庭事情の2名を除けば、郡上高校に剣道部への入学4名、農業を学ぶ目的の1名がみえます。郡上市内の中3の生徒数は年々減少傾向にあり、令和3年度の市内高校の募集定員は、郡上高校の単位制普通科は120名で変わらず、単位制総合農業学科群が80名から60名に20名減、郡上北高校の単位制普通科は120名から105名と15名減、両校で35名の定員減となっております。これは、過去の定員割れや市内の中3の生徒数の減少が要因となっております。議員が言われるように、今後市内の高校への進学の減少が続くと、将来までずっと2校存続が続くか心配となるのも当然であり、そうなれば郡上市にとって大きな損失になると考えます。

御存じのように、市内の2つの高校は、令和元年度から両校とも単位制にするとともに、大きな学科変更を行い、特色ある学科やコースを開設して、魅力ある高校づくりに努めてみえます。郡上北高校は、進学、観光ビジネス、福祉介護、地域産業の4コースを開設、デュアルシステムという企業連携を取り入れ、学校だけでなく、企業や病院などで専門的な知識や技術を学ぶ場を充実させました。白鳥中との中高連携も順調で、進学する生徒も多く、今後も期待できると考えます。部活でも野球、相撲、射撃で独自選抜をしてみえます。郡上高校は単位制普通科では、少人数クラスを開設するなど、難関大学への進学が目指せる環境を整えてみえます。また、1年次は単位制総合農業学科群に始まり、2年次から園芸化学科、食品化学科、森林環境科学科と3つの学科に分かれ、より専門的な学習ができるよう工夫されてみえます。この分野は今後に期待できると考えます。部

活でも、剣道、バレーボール、野球、陸上、硬式テニスで独自選抜をしてみえます。

今年度は、市外から剣道で4名みえ、また、ほかの種目でも進学実績ができるよう期待しております。今後両校にはより一層特色を生かした魅力ある高校づくりを目指していただくよう期待しております。現在、郡上市内から、市外へ進学する生徒は毎年100名程度見えます。進学希望は個人の自由なので、もちろん強制はできませんが、市内の高校の志望が増えるよう、努力や工夫をしていく必要があります。そのためには、高校自身が努力や工夫をすることとして、魅力ある高校を目指すこと、授業、行事、部活、進学実績、就職実績、教育相談など、魅力ある高校紹介や入学説明会の工夫などがあります。

一方、小中学校が協力できることとして、郷土愛を育てる教育活動、郡上が好きとか、郡上に誇りを持つとか、郡上で暮らしたい、あるいは郡上の人にあこがれるような活動、体験学習、総合学習、社会科、道徳科など、高校と連携して市内の高校のよさを紹介していく、両校とも中高連携をさらに推進していくということが考えられます。市内2校の高校が将来も存続し、魅力ある高校となっていくことは、郡上市が取り組んでいる郡上学を幼保小中高と一貫して展開でき、魅力ある郡上人を育成していくという意味でも郡上市にとって大変よいことであります。今後とも県立の高校ではありますが、おらが町の高校として応援協力していく所存でございます。

(16番議員挙手)

○議長（山川直保君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） ありがとうございます。時間が大分押してきましたので、質問はまだ2点残っておりますので、まとめて質問をさせていただいて、御答弁だけいただきたいと思いますが、簡単に質問させていただきます。

専門学校進学への奨学金制度の見直しが必要ではということでもありますけれども、これは、実は、看護師さん、各病院の看護師さん等々とお話するときに、高校出て奨学金を得て、専門学校へ行って、いざ就職となった場合に、その奨学金を都会の医療関係がまとめて返すのでうちへ来いということで、郡上へ決まりかけておっても、その後本人が都会へ就職されてまって、せっかく郡上から巣立った子どもたちも、郡上へ戻れないという、戻れないじゃなしに戻らないというような現実があるようでありますので、どうかその辺について、介護希望者にも同じように、医療と看護には、特別の奨学金制度があるようですけれども、介護職についても同じような奨学金制度ができないか、そういう制度改正ができないかお伺いをしたいと思います。

また、もう1点ですけれども、これは郡上高校なんですが、積翠寮が今、大変今年コロナの関係で、高校生活までコロナの関係が入ってくると思ひもしませんでしたけれども、郡上高校には積翠寮という寮がございまして、そこへの入寮が新年度において学校がちょうどコロナの関係で自宅待機になり、その後オンラインになったり、そして分散登校ということで、高鷲あたりの遠くからの

生徒さんが、毎年ですと当然そこへ入寮されるんですが、されなかったということで、入寮者が減ると、それだけ経費的にも負担が来るということで、大変厳しい経営をされておるようでありまして、けれども、せっかく郡上の子どもたちが入寮して、高校生活を送ろうとするところでありまして、そんなところで、支援が行えないか、お伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山川直保君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） ちょっと時間があまりございませんので、本当に簡単な御回答になるかもしれませんが、今、奨学金の問題でございますが、私どもの青少年育英奨学資金というほうの立場から申させていただきますと、月額貸付者、あるいは郡上市へ戻ってきていただきますと、2分の1が返還免除になりますが、いずれの場合を見ましても、医療・看護分野に進学する方より、福祉介護分野に進学する方、あるいは、戻ってみえて働かれる方、本当に少ない状況で、それぞれ1人とかそんなような状況でございます。これは、介護の人材不足というのは全国的なものでございまして、郡上市のほうの職員採用においても、介護職の確保には配慮しておりまして、一般行政職は44歳までとしておりますけれども、介護職には55歳までというようなふうにしております。このように、奨学金の問題を考える前に、介護へ進んでいただく方そのものを増やす政策が必要じゃないかということで、郡上市では、健康福祉部のほうでもいろんな介護人材確保対策を推進したりしておりますし、既存の経済的支援策もございまして、そういうもののPRも行っておりますが、教育委員会としましては、教育の支援の一環としての奨学金ということで、広く就学を支援することですから、特定の業種に限らず、制度の維持、運営の面から返還の一部免除としておりますので、このことを当面、教育委員会の奨学資金としては、継続させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思いますし、それから、郡上高校の積翠寮の問題ですが、やはり入寮者が減少すれば、今の寮務規程では、その負担は頭割りということで、過去には本当に40人とか35人入寮されてみえた年もありますが、それに比べますと、本当に今年は一人一人の負担が増えているという状況でございます。ただ、週末は寮を閉鎖せんらんとか、いろんな問題もありますので、教育委員会としまして、あるいは市としましては、単に管轄外の高校の施設でございますので、市の管轄外のそういう施設に対して、単に経済的支援だけを目的として支援することはなかなか難しいと思っておりますので、高校側のほうも県のほうに働きかけていただいたりして、いろんな改善をしていただく中で、市としましては、通学費補助の制度を創設しましたように、教育の支援の一環という立場でまた寮の支援についても検討していければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（16番議員挙手）

○議長（山川直保君） 渡辺友三君。

○16番（渡辺友三君） 今になって悔やみますが、この問題だけでやりゃあ良かったかなというふ

うに思いますけれども、時間が来ましたので終わりますが、介護職へ就く人は少ないという感覚でなしに、やはり子どもたちでそういう子がおるんなら積極的にそちらのほうへ進めるようにしてやるのが1つの教育ですので、その辺についてはまた改めてお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、郡上高校の寮の問題ですけれども、女子高生が夏を汗をかく盛りに、ちいとも経費を減らすために、浴槽に湯をためずにシャワーで過ごす、そんなような生活はさせとくべきでない、強くその点だけは思います。どうか、郡上の子どもがそうして寮へ入って過ごす、勉強するわけですので、どうか、その辺については大いに目を向けてやっていただきたいと、かように思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

（午後 1時43分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時50分）

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（山川直保君） 14番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

14番 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） それでは、ただいま山川議長さんから発言の許可をいただきましたので、大変久しぶりで手も震えるし、声も震えるぐらい緊張しておりますが、一般質問をやらせていただきたいと思います。

まず、人材確保についてということで大きく2点でございますけれども、慢性的な医療従事者の不足している市民病院が積極的な求人对策を行っていますが、このコロナ禍で大変不況を博しております、有効求人倍率も低下して、求人難が予想されます。新卒者など市内多くを採用して流出数を減らす手立てを考えているか。

コロナ禍コロナ禍というんですけれども、禍というのは災いですよ。災害と禍というのは、どう違うのかなとって思うことがあるんですね。今まで災害というのは、大体、自然災害ばかり相手にしておったんですけれども、このコロナというのはまた違った形での災害だと思っております。災害と禍というのはどう違うんや分からないですけれども、本当にいつまでいろんな災害に見舞われるもんだと思っておりますが、今回、こういう形での本当に未体験ゾーンの災害ということで大変だと思うんですけれども、その中でなかなか就職が、今まで求人倍率1.6、7近かったんですよ

ね。これが、多分、ずっと下がってくると思うんです。その中で今は第3波ということで、また多分、感染力というのは余計強まったような思いであるんですけども、昨日来、言われておりますように、今まで市内に罹患者がなかったということは、本当にそれこそ奇跡的ではなかったんかと思っております。今回、市内に2つの事例が起きたんですけども、ただよかったのは、自主的に早めに検査を受けられたということと、それからクラスターが起こらなかったこと、そしてもう1つは、昨日も話がありましたんやけど、やはり市民の方が冷静に受け止めておられたということ。これは本当に案じておったんですけども、ひとつ安堵しておるところだと思っております。しかし、これからもやはり気を緩めることなく、安全なワクチンや、そして特効薬ができるまで市民一体となって気をつけていかなきゃならないことだと思っております。

そこで、そんな状況を踏まえまして、今回の質問に至るわけでございますけれども、コロナが世界中で蔓延し、そして医療従事者が世界中で不足しているところでございますけれども、市は、それこそ民間のことは分からないんですけども、この事態になる以前から慢性的に人材というのは不足しておるのでございますけれども、今現在としては定年を迎えられた職員の方々にも残っていただいて、やっとうちにか切り回しをしているのが実情ではないかと思っております。

今ここでは医療従事者としていますけれども、午前の中にも質問にも出てきましたように介護の方、あるいはまた保育なども慢性的に人材が不足しておるところでございます。

今各施設で働いてみえる職員の方は、それら人の足りない分、余計過重な労働に耐えながら自分たちの職場組織を一生懸命支えておられるんだと思っておりますけれども、だんだん人数が減れば減るだけ、余計また負担が増えていくと。そうなりますと、ゆくゆくはまたそれで疲労、あるいはほかの事情で退職される。そうすると、また一段と残った人の過重労働になると、何かゆくゆくはそういうので施設を運営していくのが無理になってくるんじゃないか。

現在、実際に今年、コロナ禍もありますけれども、介護関係では、今年で406件ほど廃業や倒産があるそうです。介護関係だけではない、やはり医療関係でもやはりそうだと思います。人が足らんとところというのは、やはり残された、現在働いている方にかなり重い過重がかかっておるんじゃないかと思っております。

そんな中、ここでコロナの蔓延から始まるんですけども、来年度余計この人材不足に拍車がかかって、そこら中で、それこそ人材、労働者の取り合いが起きると思うんですね。これは火を見るよりも明らかだと思っております。

市は、以前より、医療専門学校生への奨学資金貸付制度や決まったときの就職準備資金貸付制度などを行っております。

また、有資格者の採用年齢の引上げや中途採用でも正式に採用されるようお願いしてきて取り入れていただいておりますけれども、こうした手立てが今までやってこられたんですけど、それでも

まだ不足している中で、現在、専門学校在学者のアプローチや有資格者への、離職されている方などの勧誘、どういう手を尽くしておられるのかお聞きしたいと思っております。

また、もう1つは、現在のコロナのパンデミックの中で医療機関が崩壊されるような心配がございます。そうしますと、もし、今までなら第三次医療施設への転送が図られていた患者が転送できない、あるいは受け入れに時間がかかるようなことが起こった場合、市内でどのように対応できるか、できれば疾病ケースごとにお聞きしたいんですけれども。

以上、2つ、まずよろしくお願いいたします。

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君の質問に答弁を求めます。

市民病院事務局長 藤田重信君。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信君） 兼山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初にですが、現在、郡上市の医療職員就学資金を活用されてみえる方ですけれども、薬剤師を目指してみえる方1名、看護師を目指してみえる方が1名の合計2名でございます。

それから、専門職の確保に当たっての関係でございますけれども、今年度新型コロナウイルス感染症の関係で各学校へ出向くとか、合同の企業説明会とかことごとく中止とか、入室困難というようなところでできておりませんが、昨年度までですと、看護学校や医療系の専門学校へ訪問して、当院または郡上市の病院等の説明を促していただいて何とか来ていただく手だてを取っておりますし、あと看護学校の学生の受け入れによって、実習生が実際に病院を訪れていただいて病院の状況を見ていただきながら、魅力ある病院経営をしているところを見ていただきながら希望してもらうとか、そういった取組をさせていただいております。

また、薬剤師と看護師につきましては、就職のそういう専門業者等へ情報掲載をさせていただく中で、そこで応募頂いて、そこから当院またはほかの病院で見学に来ていただいて、また病院等の説明をさせていただく中で就職をしていただくようなふうでやっております。

それから、離職をされた方に関しましては、看護学校または各専門学校等のほうへ当院、当市の採用条件等を送付させていただくまたは説明に伺わせていただきながら、そういった相談があった場合にも進めていただくような手立てで、何とか医療従事者を確保しようということで活動はさせていただいているところであります。

それから、専門の二次救急から三次救急への搬送に関してでございます。

脳卒中や心筋梗塞、心カテをやった患者さんを郡上市内の病院で診れないかということでございますが、ICUとかHCUといったそういう高度な医療を提供する部屋を郡上市内では持っておりません。

また、これを早急に整備するに当たってですが、看護師等の専門性がかなり問われてきます。といったところを早急に準備しようとしても人材がなかなかおりませんので、そういった部分で、こ

のコロナ禍によって、岐阜県内の三次救急を取り扱う病院については、そういったところをしっかりと受けもらえるような状態になっています。そういったところへのコロナ患者さんの入院とかそういったところを何とかそれ以外の病院が請け負うというようなところで考えておられるようですので、そういったところで搬送ができないという心配は、現在のところは起こっておりません。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。なかなか医療従事者の募集というのは今までも考えることをやってきたけど、なかなか集まっていない。

今このコロナの不況の中でかなり業績を上げている中に、看護師さんの紹介所、これがかなり儲かっているらしい。とにかく引き合いがあるんですね。これは難しいと思うんですけども、どうか1人でも2人でも多くの採用をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、現在のところ、三次救急で転送するにまだそこまで、いや、今まで転送しておった受入先が断るような状態ではないというふうに受け止めておりますし、また、人材も不足して、この市内の中ではよりないと。多分、技術のあるお医者さんもあるとは思いますが、設備や、あるいは人が足りないということだと思うんですけども。本当に考えられんようなことが起きるのが本当に今の時代ですので、またできる限り、そういう心構えで体力を強化し、あるいは技術を、設備を充実していくような形で行っていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に行きたいと思うんですけども、同じような内容ではございますけれども、市全般の求人について伺いたいと思うんですけども。今まで、先ほども言いましたけれども、好景気で有効求人倍率がよかったんですけども、ここでぐっと下がって、来年は本当に就職難な、来年だけじゃなしに今年もそうだと思うんですけども、起こると思っております。何とかここで市内の就職者を増やす、1人でも多くの新卒者なり残すことで、それもこういう機会というのはちょっといい方おかしいかもしれんですけども、ここで残すほうがいいじゃないかと思っておりますが、それは市外への流出をここで止めるという手だてでもあると思っておりますが、なかなか難しいとは思いますが、これに対して何かええ手だてが考えられておられるかどうか、市長さん、ちょっとひとつ考え方をお願いします。

○議長（山川直保君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

今お話がありましたように、このコロナ禍という、いわば自然災害にも比すべき、こういう状態の中でいろんな影響を受けているわけでありましてけれども、その中でずっと、いわゆる人手不足と

ということが言われてまいりました。大変郡上市内の企業も人手を確保するのに苦勞をしておりまして、いわゆる外国人の実習生をお願いしたり、そういうような形でいろんな入国管理制度の改正等もあって、外国人の雇用のためのセミナーというようなものも開いたりとかいろんなことをしてまいりましたが、ここへ来て、今お話のありました有効求人倍率という、いわば求職者と、それから求人数との比率、1人職を求めている人に対して求人のほうがどれだけあるかという比率なんですけれども、おっしゃいましたように、大変な人手不足を反映して、ここしばらくは本当に郡上のハローワークにおいても2を上回ったり、あるいは1.7とか8とかというような比率を示してきたんですけれども、ここへ来て、特に今年の令和2年の5月、6月、7月、こういう急速に下がってきまして、6月は0.96倍、7月は0.97倍ということで、いわば職を求めている人のほうが人を求めている企業側よりも多かったという形になっておりました。しかし、夏過ぎから少し徐々に、求職のほうも回復をしてきまして、今のところ、新しい数字では、9月分において1.05、それから一番新しい10月分において1.09ということで、多少上がっております。比率だけでなくて人数を申し上げますと、郡上市内でいわゆる職を求めているほうが495人、人を求めている企業側が538人という形でございます。したがって、企業側からすれば、この有効求人倍率が低いほうがいわば人は採りやすいという状態ではあるわけですが、しかし、なかなか単に数だけではなくて、企業側にしてみれば、いろんなまた資格を持っている人とかいろんなことがあると思いますので、そのマッチングというのはなかなか難しいということではありますが、そういう中でできるだけ、しかし、議員御指摘のように、こういう機会ですから郡上で就職する人を多く確保したいという思いはございます。

昨今言われるこのコロナということが、特にコロナの感染というのは大都市地域で起こっているわけですから、こういう、例えば、新規の学卒者等において、そういう職種の選択であるとか、あるいは就職地の選択というのは、こういう状況がどういふふうに影響していくかということはややとなかなか予測ができません。よくいわれているように、新規の就職者だけでなく、今働き方改革であるとか、住まいの、要するに、仕方の改革というようなことで、地方において職業を選び、また住みたいという方も多くなって来るかもしれないというふうには思います。そういう期待はあるというふうには思います。特に、郡上市においても雇用促進協議会で、高校の新規学卒者、あるいは外へ出ているけれども、大学、専門学校等の学卒者をできるだけ郡上市へ引っ張っていきたいという思いはございます。

資料によりますと、昨年度の市内の高等学校の卒業で就職された方は、郡上高校、郡上北高、それから特別支援学校、合わせて86名ほどでございました。今年はそれぞれの学校側にお伺いをしましたところ、今のところ、就職の希望者数は、ほぼあまり変わらず84名ほどということでございますので、この中でできるだけ、郡上に就職してほしいと、こういう呼びかけだと思います。ただ今

年は、コロナの関係で、例年、この雇用促進協議会が行っております、いわゆる郡上未来塾とか、あるいはまた企業ガイダンスとか、そういうようなものがちょっと思うように任せないという点もございしますが、しかしそれにしても、いろいろオンラインでやったりとか、そのようなことでできるだけ郡上に就職をしてほしいということは申し上げております。

もう片一方の毎年、名古屋へ出かけて行って、特に郡上出身の人、あるいは郡上に住みたいなど思っている人をできるだけ郡上への就職を呼びかけるという、これもやっておるんですが、なかなか開けていないというのが実情でございます。

そういうことがあったり、なかなか、例えば、本来なら卒業予定者にダイレクトメールでいろいろ呼びかけたりというようなことがしたいんですけども、そういうことがいわゆる個人情報とかいろんなことでできないので、郡上市でやっていることは、一つは議員も御承知かと思いますが、毎年行われる成人式のときにいろんな贈り物、配布物の中に郡上の企業ガイドという、ガイダンスですかね、要するに、郡上市内にはこんな就職場所がありますよと、企業がありますよという冊子をいつも入れております。そういうものでできるだけ皆さんに関心を持っていただくということをしてしております。

こういういろんな努力をしておるんですが、就職は一人一生の選択の問題です。どういう職種に就くか、あるいはその賃金、給料はどうかとか、あるいは休暇制度はどうかとか、企業そのもの、働き場所そのものに対する魅力のアップということが、それぞれの人を求める企業にとってはこれが非常に大切なことだと思いますので、そういうことも努力をしていただき、我々もできる努力をしてまいりたいというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。以前に、あるところで挨拶しとる中で、有効求人倍率が郡上は高いという、都市部と比べて。それがなぜ高いかといったら、確かに、求めるところと供給する倍率というのあるんですけども、高いものの中には働きにくい環境のところへは行きたくないという部分で、そんな集まらんで余計高くなるんやないかという部分は、郡上はそういうふうに言われるといったらかなり怒られたことがあるんですけども、どちらにしても数値が上がってきておるといことは悪いことではないと思っておりますので、昨日病院の方とお話をしとったら、今は、例えば、奨学資金とか、あるいはそういう貸付けとかやっても、民間の方がそれを上回るような形で買い取られていくという、そのぐらい今は厳しいんだという話を聞いたことがあるんです。チャンスやと言えんすよね。例えば、農業やったおられる方が農産物の値が高いときに、じゃあ、自分のところ、今いいぞと思ったら、自分のところに同じように不作やったというようなもんで、今がっていつていつたって、コロナから何からでなかなか機動的には動けないと

いう、そういう難しさはあると思うんですけども、そうであるがこそ余計また何か粘ってでも、よそへたんと出して奪って来いということは言えないもんですから、それぐらいの気概でまたやっ
ていただけていると思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、関係的にはリンクをしていくんですけども、テレワーク、あるいはリモートワー
クについてお伺いをしたいと思っております。

これもコロナの影響で通勤やオフィスの密集のリスクを回避するために広まっていきましたんで
すけれども、我が市では、以前より情報通信には力を入れてきたところであります。私たち議会も、
今回、ICTを積極的に活用するようとしたところでもございますし、昨日は11番議員の田中議
員の質問の中でも副市長さんが、「テレワークなど、働き方改革としてこれから手をつけていき
たい」と答弁されたように思うんですけども、しかし、このテレワーク、いろんな言い方があるん
ですけども、リモートワークとか、最近ではワーケーションとかありますけれども、これも全国
的にやはり同じように音に求めていくわけですね。

今朝もテレビを見ておりましたら、石川県の七尾市が、それこそワーケーションですね、ANA
ホールディングスですか、航空会社の関係ですけれども、七尾市の温泉街へ、温泉地を利用した宿
泊で仕事をすると。そこへ今度、航空、あそこ空港があるもんですから、それを使ってやるとい
うことで、提携しながらやっていくというような番組を見たんですけども、そういう時代が来た
んだなと思っておりますけれども、現在、どこもそういうふうになって来ておるんですけども、今
の国内の状況、今言いましたように石川県の七尾市ですか、も、そういうことなんですけれども、
分かりましたらお答えいただきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（山川直保君） 商工観光部長 可児俊行君。

○商工観光部長（可児俊行君） お答えをいたします。

まず、テレワーク、リモートワークに取り組まれている企業の全国での状況をまず申し上げたい
と思います。

これは厚生労働省の調査であるんですが、今年8月から12月にかけて、10名以上の企業2万社に
対して実施をした実態調査がございます。その中で、「テレワークによる在宅勤務を会社の制度と
して認めている」と回答した企業は約14%、「会社の制度ではないが実施している従業員がいる」
と回答した企業は約20%となっております。

その導入の時期につきましては、今ほど申し上げました企業、回答した企業のうち、「コロナウ
イルスの感染症の流行前から」という回答をした企業が約26%で、「この流行をきっかけに導入し
た」という回答した企業が64%ぐらいありまして、確実にこの感染症の影響で導入というのが増え
ておる状況であります。

業種別では、情報通信業が約91%と最も多くて、続いて教育学習支援業が49%というふうなこと

になっています。

その一方で、医療、福祉関係につきましては13%と低く、やはりテレワークが難しい職種にはその導入が進んでいないようであります。

市内で申し上げますと、導入の状況につきましては、全体的な調査というものはちょっと行っていないことから全容は把握していないところではありますけど、経済センサスにより産業割合でいいますと、建設業、製造業、卸小売業、宿泊、飲食サービス業等、現場を抱える形態、対人での業界が全体の80%を占めておるということから、総務、事務以外でのリモートを取り入れにくいということもあって、テレワークというのがなかなかすぐには難しいのではないかというふうに思っております。

そのような中で、郡上市の見通しといたしましては、議員言われましたように、企業のリスク管理への受皿として、サテライトオフィスの誘致が考えられるのではないかというふうに商工観光部では思っております。

今後は、今回のコロナウイルス感染症をきっかけとしてリスク回避であったり、リスク分散ということで都市から地方にサテライトオフィスを設けて検討していくというような企業も増えてくると思っております。自然豊かで、高速道路で名古屋圏からは1時間ほどの立地条件である郡上市は、そのような誘致といたしますか、候補地としては十分可能性があるというふうに思っております。

県では、このサテライトオフィスの推進に向けて誘致推進補助金というものを設けております。こちらは開業事業として、県外に本社がある法人が対象でありますけれども、改修とか設備導入に対して3分の2の補助率で、上限2,000万円というようなものでございますが、県でもこのような補助金を設けて県内への誘致を進めておりますし、市でもワーケーション事業で、テレワーク受け入れ可能な施設の調査も行っております。

今後はこの調査の結果を受けまして、誘致のための支援策も検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） どうもありがとうございます。私も耳慣れんテレワークとかリモートワークとか本当にいろんな言葉がありまして、ちょっと調べてきたんですね。それで、大きくはテレワークでくられるようなところで3つの分類に分けると。在宅勤務、それからもう1つは、モバイルワーク、要は、パソコンや、あるいはスマートフォンとか、iPhoneを持って現場へ行きながらそれを仕事するというのがモバイルワークというらしいですけども、そしてもう1つは、サードプレイスオフィスという勤務状況、この中にはまたシェアオフィス、サテライトオフィス、あるいは今言ったモバイルワーク各オフィス、もう1つは、ワーキングスペースという、あるいは

レンタルオフィスといういろんな分類があるんですけども、ということはいろんな用途に合わせてまた使っていけるんじゃないかと思っておりますので、何とか私たちも提言しておりますけれども、どこかで活用していただくといいかと思っておりますので、お願いいたします。

続きまして、来年の4月から新しい過疎自立促進ですか、過疎法が変わってくるんですけども、その中に、新しい過疎の対策として、このICT技術を活用した移住促進をするような事業を推奨するようなことがどこかで目にしたか、耳にしたかということでもありますけれども、なかなか今の新しい過疎法がどういうふうになるか具体的なところというのはなかなか見えてこないんですけども、もしそうなる、市としてはどういうふうに対応されたいかをお伺いしたいと思っておりますので、考えをお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（山川直保君） 市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、お答えをさせていただきます。

人口減少が著しい自治体を国が財政支援する過疎地域自立促進特別措置法、今ほど御紹介にあった法律でございますが、今年度末に期限を迎えます。現在、現行法に続く新しい法律の制度設計が進められているところでございます。

報道等によりますと、新しい法律につきましては、過疎地域の持続的発展を理念といたしまして、都市から地方への人の流れを加速させるために移住やテレワークの推進などを重点分野に置くと、位置づけるというふうにされております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模災害の多発などから、人口密度が高い地域で日常活動を行うことへのリスク、そして社会経済活動が一極に集中しているリスクが浮き彫りとなっている状況でございます。

一方で、今般の感染症の拡大は人口密度が低く豊かな自然環境や生活文化の多様性など、過疎地域の価値が改めて評価されることとなりました。さらに、デジタル技術の活用が都市部と地方との距離の制約を縮小しつつあるということがありまして、地方移住を前向きに考える機運が増しているといったことが背景にあるというふうに考えております。

郡上市では、これまでも移住対策として相談窓口の設置や空き家バンクの開設、空き家の利活用を促すための補助、こういったところを積極的に事業を推進してきたところでございます。現在、オンラインに対応した相談をさらに充実させようと周知も含めて取り組んでいるところでございますが、また、移住には至らないものの郡上市と関係を持ち続けたいという方が、関係人口といわれておりますけれども、こういった方々を拡大していくための諸事業も進めているところでございます。

さきの議会で補正予算をお認めいただきましたワーケーション推進事業というものも関係人口構築の新しい入り口になるというふうに考えております。都市部企業においては、コロナ禍を機にリモートワークを主軸にした業務改革が進み、職場を離れて仕事をするものが広がっております。地

方において、仕事をすることも可能でございますので、これらを積極的に誘致していこうとしておるのがこのワーケーション推進事業でございます。現在、事業のほうを進めておる最中でございますけれども、複数社のほうから好感触を得ているというような中間の報告を頂いておりますので、過疎地域に限らず地域全体での取組としてこの機を逃さず、引き続き事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（山川直保君） 兼山悌孝君。

○14番（兼山悌孝君） ありがとうございます。確かに過疎地に限らず、郡上は広いけども一つということで、どこであっても、やはり人口を増やすためにも、また地域を活性化するためにも活用できるものは積極的に活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

テレワークは、今回、コロナの感染リスクを下げるためにベターな方法だとは思いますが。会社のコストの削減にもなりますし、また、将来性のある働き方ではないかとは思いますが。

ちょっと調べたんですけど、テレワークの始まりというのはかなり古いんですね。アメリカのロサンゼルスで、1970年にテレコミュニティーですか、コミュニケティー、大気汚染と、それから石油危機の時代、このときに始まったと。これが日本でもまた結構古いんですね。これが1984年、ちょうど日本にインターネットが始まったときですけれども、このときにNECが女性の結婚、出産によって退職するのを阻止する、歯止めとなるために吉祥寺にサテライトオフィスを作ったというのが発端だったというふうに調べたことがありました。そしてまた、1996年、そんなに古くはないんですけども、このときにやっとなんてCO₂とオゾン層を下げていくという中でまたある程度このままあったということなんですけれども、ただ、いいことばかりかといいますと問題もございまして、今までもこうしていろんな問題を解決するためにそういう働き方が出てきたんですけども、何が問題かというところ、今回でも企業にアンケートを取ったら、コロナが収束したら、もう一回そのオフィスに戻るといふところがかなりあるんですね。

それともう一つ、ネットで求人を調べたんですけども、これが時間給採用が多い。ということは、やはり最後に、コロナ後には、アフターコロナに対してはオフィスにまた戻るんじゃないか、そういう部分というのはあるので、働き方改革としてはこれを継続するような形でやらんと、ぱっと飛びついたらちょっと時がたったらまた同じようなことがいふことあると思いますので、またそういうことを気をつけながら一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで私の質問を終わります。ちょっと緊張が解けた頃に終わりました。ありがとうございました。

○議長（山川直保君） 以上で、兼山悌孝君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は、14時40分を予定します。

（午後 2時30分）

○議長（山川直保君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（山川直保君） 7番 森藤文男君の質問を許可いたします。

7番 森藤文男君。

○7番（森藤文男君） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、大きく、大項目として3点でございます。

1点目に、郡上市におけるSDGsの取組について。

2つ目に、食品ロス削減の今後の取組について。

3点目ですが、社会福祉法改正に伴う市の取組について。

いずれも取組についてということで質問をさせていただきます。

それでは最初に、SDGsの取組についてということで質問をさせていただきます。

昨今、非常にSDGsというふうな言葉が使われておりますが、皆さん、御承知だと思いますが、おさらいということでちょっと説明をさせていただきます。

SDGs—Sustainable Development Goalsといいます。持続可能な開発目標ということでもあります。これは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標、アジェンダといいます。誰も取り残さない社会—leave no one behind、17のゴールと169のターゲットがあります。

17の目標がありまして、169のターゲットがあるということです。大体、1つにつき10個ぐらいの項目があるというふうな、そういった認識でよいかとは思いますが。

このSDGs、これ2020年から地方創生の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が始まり、ここでは地方創生SDGs推進が掲げられ、全自治体が地方創生にSDGsを組み込むことが求められております。

そのSDGsは非常にスケールが大きくて、物すごく壮大なテーマでありますので、少しずつ掘り下げて説明をさせていただきます。

内閣府のSDGsの方針から、SDGsアクションプラン、アクションプランというのは、いつまでに、何を、どうするかということですが、アクションプラン2020のポイントとして、日本は豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の国づくりと人づくりに貢献。SDGsの力強い担い手たる日本の姿を国際社会に示す。

また、SDGsアクションプラン2020では、改定されたSDGsの実施方針のもと、今後10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」の理念に基づき、2020年に実施する政府の具体的な取組を盛り込みました。

また、国内の実施・国際協力の両面において、次の3本柱を中核とする日本のSDGsのモデルの展開を加速していくとあります。

この3本の柱ですが、1つは、ビジネスとイノベーション、技術革新であります。SDGsと連動するSociety5.0の推進。これは経済やビジネスの観点からで、このSociety5.0、これは超スマート社会といいます。5.0があるで、1、2、3、4とありますが、1が狩猟社会、2.0が農耕社会、3.0が工業社会、4.0が情報社会であります。そして、今の5.0の超スマート社会というふうなことであります。

2つ目に、SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり。これは地方創生の観点からであります。

3つ目です。SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント——エンパワーメントというのは、権限を与える、自信を与えるというふうな意味でございます。これは、女性活躍推進の観点からというふうなことであります。こういったふうにして徐々に掘り下げていくと、分かりやすいのかなと思います。

地方自治におけるSDGsの取組は、地域の持続可能な社会の実現、人々が安心して暮らせる地域づくり、人々が地域で暮らせる仕事づくりがポイントで、行政の3つの役割として、1つは、SDGsを未来指標にありたい姿の作成、SDGs実現に向けた制度設計や条例の整備、市民を巻き込んだプロデューサーというのがこの行政の3つの役割ともいわれております。

郡上市として、こういったこともどのようにまた位置づけられながらSDGsを推進していくのかという市の取組についてお伺いをしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

市長公室付部長 河合保隆君。

○市長公室付部長（河合保隆君） それでは、お答えをいたします。

国では、平成28年に内閣総理大臣を本部長とする持続可能な開発目標推進本部を設置するなど取組が進められており、地方におきましても各関係者が主体的に連携した取組、こういったものを求

められているところでございます。

党本部が決定をいたしました持続可能な開発目標実施方針では、SDGsを全国的に実施するためには、全国の自治体においても積極的な取組を推進することが不可欠、こういった認識のもと、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを推奨しつつ、関係省庁の施策を通じて関係するステークホルダーとの連携の強化など、SDGsの達成に向けた取組を促進するというふうにされました。

こういった背景の中、郡上市といたしましても、令和2年3月に策定をいたしました第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、重点的な取組ごとにSDGsを示したところでございます。

SDGsの根幹は、経済や環境、社会のバランスを図りながら、持続可能な地域をつくっていくこととございます。その基礎部分は、郡上市がこれまで進めてきました自然や歴史、文化の調和、市民と行政、そして企業や民間団体、地域づくり組織、NPO法人など様々なセクターとの共存や連携によるまちづくりの考え方と重なっております。こうした考えのもとで、SDGsを意識した取組を進めようとするものでございます。

さて、SDGsの取組でございますけれども、何も新しいものだけではなく、既に本市においても取り組んできているものがございます。例えば、自然エネルギーの活用といたしましては、小水力発電を白鳥町の石徹白地区や明宝気良地区で実施しております。これは、開発目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーン」、この目標に当たります。現代的で持続可能なエネルギーサービスの供給に貢献をしていると考えております。

また、郡上市が参画をしております白山ユネスコエコパーク協議会、こちらではSDGsを視野に入れた管理運営計画を策定しており、生物の多様性や自然資源の保全活動を展開をしております。このほか福祉政策においても、結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援や健康促進、高齢福祉、障がい者支援など、あらゆる年齢の全ての市民の健康的な生活を確保し、福祉を推進することが開発目標3「すべての人に健康と福祉を」、こちらに該当するものと考えます。

現在、策定中でございます第2次郡上市総合計画後期基本計画でも、基本構想にSDGsを位置づけて持続的発展を目指すとともに、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むこととしています。このため、これまで行ってきた取組と新たな取組を整理、検討した上で、国際社会への貢献を意思表示するため、SDGsを重点プロジェクトと分野別方針ごとに示すこととし、より具体的に目標を示した169のターゲットを総合計画の取組とひもづけています。

本市の得意分野といたしますか、核となる能力というものとしましては、郡上市が持つ自然や歴史、文化、産業、地域に息づく暮らしなど、自然や個性を最大限活用し、地域の魅力を満たすことで観光の関連産業や地域の振興、良好な環境の保全などの担い手が生まれ、持続可能な郡上市づくりに

つながることであると考えております。これは、平成29年度より政策推進の旗印として掲げる観光立市郡上の考え方でございまして、第2次郡上市総合計画後期基本計画の目指すべき将来像に掲げ、その実現に向けて取り組むことがSDGsの理念としても結びついていくものと考えております。

SDGs、こちらにつきましては17の目標でございすけれども、相互に関連をしております、それを包括的に解決することが本当の意味で解決に向かうといわれております。SDGsに関連する世界で起こっている問題や課題、今後、世界がどういった方向に進んでいこうとしているか、こういった全体像を把握をいたしまして、それぞれがお互いにつながっているという感覚を一人一人が持つことが大切であると考えております。SDGsを総合戦略や総合計画の取組にひもづけ国際社会への貢献を意思表示するとともに、自治体のSDGsとして持続可能なまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

また、郡上青年会議所では、所属する会員の皆さんが、それぞれの事業所などにおけるSDGsの取組について研究を行われております。

また、同会議所の本年度の事業計画にもSDGsの要素を取り込み、積極的に推進が図られているところでございます。

このような団体や事業所、広域の皆様との連携、また、SDGsカードゲームなどを活用した推進を図りながら、国や県、先進的に取り組む自治体を参考に取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) ありがとうございます。今、河合部長のほうの御答弁の中でも小水力発電を利用したということで、これSDGsのゴールの7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」というふうな、これに該当する施策だと思います。こういったSDGsは既に、難しいものということではなくて執行部のほうでもそういったことは取り組まれているというふうなことであります。

また、取組の中でも、地域の特色を生かしたような施策も必要でないかと思えます。これは、コアコンピタンスというふうな言葉になるんですが、これは、本当に地域の産業が成り立つというふうなことであります。これは、我が町の強みは一体何か。我が町は他の地域と何が違うのか。また、得意な技術は、サービスはというふうなところで、地域の実情にとかそれに特化した施策も今後は、引き続き行っていただきたいというふうにして考えます。

この議会の、その議会のSDGsの位置づけとしては、国内において誰一人取り残さない社会を実現するため、市民の一人一人の声を拾い上げ、自治体の政策に反映することが期待をされているというようなことでありますし、さらに行政機関、市民社会、そういったところと連携をして地域が直面する社会課題を解決するための具体的な政策オプションを提案することが期待されてい

るというふうなことを議会のSDGsの位置づけとされておりますので、そこらを踏まえて、私たちもまた活動していきたいというふうにして考えておりますので、また皆さんの御支援よろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして、食品ロス削減の今後の取組について質問をさせていただきます。

昨日、野田議員のほうがレジ袋ということで問題提起をされました。今はエコバッグということで、なかなかレジ袋を使われる方は少ないんではありますが、一体、このレジ袋、年間、今は先ほど申しましたように、エコバッグというものが使われておりますので、以前のようにレジ袋を使う、1人当たり、これが年間に300枚ほど使われます。これは42万キロリットル、なかなかちょっとピンと来ないんですが、これは、小学校にあるプール、25メートルプール1,200杯分。こういった無駄が出ているということでもあります。

また、家庭のごみですが、これは1年間で東京ドーム136杯分です。また、これはスチール缶なんですけど、スチール缶は、年間、東京タワーの約、これは200基分です。東京タワーが333メートルですので、それが200基、これが年間のスチール缶のごみが出るというふうなそういったことでもあります。

この「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日に交付され、第1章第4条、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責任を要する」。

また、第9条であります。「食品ロス削減月間」として、「国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける」。

2つ目として、「食品ロス削減月間は、10月とし、特に同月30日を食品ロス削減の日とする」。

3つ目に、「国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする」というふうにしてあります。

この食品ロスの問題は、この法律で、我が国において、まだ食べることのできる食品が大量に廃棄、持続可能な開発のための2030のアジェンダでも言及をされております。

これがSDGsのゴール12であります。「つくる責任 つかう責任」、この中に「食料の廃棄を半減させ」というふうな文言が入っております。

国において、この食品ロスに関することに関しまして、これは文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、消費者庁——消費者庁が一応事務局となっております。こういった関係省庁会議で食品ロス削減に関する総合的かつ実行的な推進を図るということで、各所管、非常にまたぎながら各省庁が連携を図り、こういった問題に取り組んでおるというふうなことでもあります。

私は、平成30年の3月ですが、このときに食品ロスの質問をさせていただきました。このときに3010運動というふうなことも提案をさせていただきました。当時はまだコロナ禍ということではご

ございませんでしたので、ただ宴会等で乾杯から30分は席を立たずにまず食をたしなむ、締める10分前、そこにきれいに残っているものを食べていただくというふうなことで、3010運動の推奨ということで提案もさせていただいたというふうな経緯もございます。

こういつて3010運動の推進や、また、この全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会、これ平成31年1月26日現在では、全国1,741の市区町村自治体が、366の自治体が参加をしておりました。この時点では、郡上市はまだ参加をされておりました。

しかしながら、令和2年6月15日現在では366の自治体から422、現在では427ほどの自治体が加盟をしておるといふことで、この郡上市も参加をされました。岐阜県では10の自治体がございます。そういったことで、私はその自治体間のネットワークづくりというのも非常に大事だと思います。連携、情報交換を図るのは、これは結構重要なことだと思います。

こういったこれらの推進状況と今後の新しい生活様式、このコロナ禍というふうな状況ですので、通常と同じようなことがちょっとできないというふうな状況にはなっておりますが、そういった新しい生活様式も踏まえて、今後の本市の食品ロスについてのその取組についてお伺いをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 環境水道部長 猪俣浩巳君。

○環境水道部長（猪俣浩巳君） 食品ロス削減についてでございますが、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条による市町村食品ロス削減推進計画の策定につきましては、基本方針や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、定めることになっております。岐阜県の食品ロス削減推進計画は令和3年度を目標に策定中であることから、郡上市における計画策定は、これを確認しながら策定することとしております。

しかしながら、郡上市において何らかのアクションが必要と考えますので、本年度からの環境保全推進事業の中でSDGsに挙げられたゴール12「つくる責任 つかう責任」を目標とし、食品ロス削減につながる郡上市オリジナルマイバッグの作成と市内飲食店との協働によります市民を巻き込んだ郡上市もったいないプロジェクトを始動し、食べきり運動を主体とした取組を始めているところでございます。

また、市役所職員が関係する飲食を伴う会合等におきましては今、議員、3010運動の紹介がございましたが、2010運動と称して飲食開始後20分、お開きの前10分、食べ物をゆっくりと味わう時間として定着させる試みを行っていきたくと思っております。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会につきましては、今年6月に加盟し、12月16日に富山県で実施される全国大会に参加することで自治体間の情報共有を深める予定としております。コロナ禍の中でそれぞれの分野におきまして新しい生活様式が定着し、今までのような安心した生活ができることが望まれます。

環境保全推進事業の推進におきましては、市役所をはじめ事業者、市民がまず個々の対策として、うがい、マスク、手洗いまたは消毒の徹底、ソーシャルディスタンスを考えた行動を心がける中で、経済活動や私生活の停滞を招かない施策を展開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) ありがとうございます。3010運動ではなくて、市独自の2010運動ということで10分間短縮、これは、多分、郡上市、郡上人がちょっといせきないで、ほんで10分早いかなみたいなそんな感じもしますが、いずれにしても、環境水道部、市におかれましては、本当に一生懸命、こういった食品ロスについて取り組んでおられます。私も、11月8日でしたかね、行かせていただきました。こうって、郡上市がまじめに楽しく環境保全、ここから始めるとか、郡上でやっちゃう環境シンポジウム、マイバッグとかいろいろここにロゴデザイン募集というふうなことでも、市民の方にいろいろと周知をされておるといふことには非常に感謝を申し上げます。ぜひ積極的にこういった取組を進められたいという人もいますので、よろしくお願いをします。

それでは、最後の質問でございますが、社会福祉法改正に伴う市の取組についてでございます。

この質問にそもそも至ったという過程であります。市には条例、規則が627ほど多分あると思えます。法律というのもいろいろと調べていると、今年令和2年から11月13日現在でどういうふうな法律が公布されたのというのをちょっと調べておりました。

令和2年から現在までに公布された法律というのが、これは64件ございます。この中には、地方交付税、地方税法等の一部を改正する法律とかいろいろと難しい法律もあります。ずっとこの64を見ていったときに一番関心のあるというか、目についてちょっと気がついたのが、地域共生社会という言葉でありました。地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律というのがございました。この地域共生社会ということですが、この地域共生社会とは、制度分野ごとの縦割りや支え手、受け手という環境を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我がこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、よく読んでいますと、いろいろと重層的という言葉が盛んに使われておりました。住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合う社会とあります。非常にこういった地域共生社会という言葉、文言に非常にちょっと興味関心を持ちましたので、今回こういった質問をさせていただきます。

この改正の趣旨であります。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体

制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進制度の創設等の所要の措置を講ずるというのが、この改正の趣旨であります。

改正の概要としましては、1つは、地域住民のこれ複雑化、複合化といった支援ニーズに対する市町村の包括的な支援体制の構築というふうなことも、構築の支援というふうなことがあります。こういった地域共生社会実現に向けた地域づくりの強化のための取組として、地域強化推進と他機関の協働による包括的支援体制構築を、この現状からどのように、市として、今後、取り組まれるのかということについてお尋ねをしたいので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山川直保君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、包括的な支援体制の構築についてということでお答えをいたします。

地域共生社会の実現につきましては、平成27年9月に新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンと、平成28年6月に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランに、地域共生社会の実現が盛り込まれました。

平成29年2月には、地域共生社会の実現に向けて、我が事・丸ごとの取組を進めるための具体的な案が示され、平成30年4月の改正、社会福祉法の施行となりました。

また、令和2年6月の法改正の主たる目的は、市町村が地域住民の複雑化、複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村による断らない相談支援体制や社会とのつながりや参加の支援、また地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設するものです。

この背景には8050世帯、あるいは介護と育児のダブルケアなど、1つの世帯に複数の課題が存在している状態、また、ごみ屋敷など世帯全体が孤立している状態のように、地域住民が抱える課題が複雑化していることや、引きこもりや不登校、使える制度がないもの、あっても不十分であるといった、いわゆる制度のはざまに関する課題があります。

市におけるこれまでの取組としましては、高齢者に対する地域包括支援センターや障がい者に総合的に対応する基幹相談支援センター、生活に困窮している人に対応する福祉相談支援センター、子どもや子育て家庭、妊産婦に対応する子育て世代包括支援センターなどを増設し、各分野における相談支援体制の充実を図ってまいりました。

市でも、全国的な状況と同様に各分野において、複雑化、複合化している課題の対応といった問題も発生しております。その都度、各機関が相互連携し情報共有、また支援方法の検討、方法などについて、民生委員、児童委員等支援関係者、ケアマネージャーや障がい計画相談員など、専門職と協議の場を設定し対応してまいりました。

今後ますます複雑、複合化する課題、あるいは制度のはざまにある課題に対応していくために、市においても、重層的支援体制整備事業を活用して包括的な支援体制を整備する必要があるというふうに考えております。支援体制の構築には様々な方法があります。どの体制が市にとって最適であるか、十分な検討が必要だと思っております。これまで構築してきた相談支援機関の連携をより強化するとともにそれぞれの機関における問題を確認しながら、また、モデル事業や他市町村の状況も参考にしながら、検討を進めたいというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(山川直保君) 森藤文男君。

○7番(森藤文男君) ありがとうございます。今部長の答弁の中に8050問題、これは、背景には引きこもりというふうなことがあると思います。80歳の親が50歳の子どもをお世話をするというふうな、そういったことです。

言われたように、非常に複合的、複雑化しとるというふうなそういったことであります。個人を取り巻く環境が非常に変化をしておるということでもあります。生きづらさやリスクの多様化とか複雑化、また社会の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化というふうなことが背景にあって、これが課題となっているというふうにして思います。我が事・丸ごと地域づくり、包括的な支援体制の整備というふうなことでありますが、その中に地域福祉計画の充実というふうなことがうたわれております。これ第3期の郡上市の地域福祉計画というのが、ここにあります。これは、平成29年度から33年度ということですので、ぜひとも先ほどのSDGs、それが第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも位置づけられておるというふうなことであります。ぜひ、この郡上市の地域福祉計画の中にも、こういったこの支援体制の整備ということでしっかりと位置づけられて、また推進をされたい。そういうふうにして強くお願い申し上げて、質問を終わります。いずれも本当に丁寧に各河合部長、猪俣部長、また和田部長におかれましては、丁寧に御答弁を頂きまして、誠にありがとうございました。

最後に、本日はふと後ろを向きましたら、傍聴の方が見えて、とてもその視線が背中はかなり突き刺さりながらプレッシャー、緊張の中でちょっと質問をさせていただきました。そういうことにも負けずにまた、今後もしっかりとまた勉強して、市民のためによりよい施策が反映できるよう、これからも一生懸命勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長(山川直保君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

別室で視聴されている議員に入場していただきますので、しばらくお待ちください。

(議員入場)

○議長(山川直保君) ここで、日程の追加を行いたいと思います。

お諮りします。

議案第185号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についての1議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 異議なしと認め、議案第185号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

◎議案第185号について（提案説明・採決）

○議長（山川直保君） 議案第185号 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 古田年久君。

○総務部長（古田年久君） 令和2年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月10日提出。

郡上市長、日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、一般会計補正予算（第7号）予算書、1ページをお願いいたします。

令和2年度郡上市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,526万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330億210万1,000円とする。

予算の詳細につきましては、お配りいたしました事業概要説明一覧表で説明をさせていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

事業概要説明一覧表の1ページをお願いいたします。

6月議会でお認めいただきました、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業の再支給を行おうとするものでございます。

まず最初に、下段の歳出のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

歳出のほうですが、3款民生費でございます。ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業です。補正額が1,526万4,000円の増額でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業の年末年始に

向けて、2回目となる再支給の実施に伴う増額でございます。12月中の支給を行うものでございます。

給付金としまして、1つ目に、児童扶養手当受給世帯等への給付ということで1,065万円、5万円掛ける213世帯分でございます。

それと、2つ目に、第2子以降の加算としまして339万円、3万円の約113人分でございます。

後対象者として、もう1枚別紙で資料をつけてございますが、こちらのほうを御覧いただきまして、真ん中辺に、1、対象者という欄がございますが、こちらに記載してございます。

6月補正分で基本給付、二次補正分ですが、これを支給を受けた者で、下の以下のいずれかに該当する者ということでございます。3つほどございます。

1つ目は、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者。

そして2番目として、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者。

それから最後に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者ということでございますので、よろしくお願ひします。

それでは、事業概要一覧表のほうにお戻りいただいて、1ページをお願いします。

ただいま申し上げました給付金の合計としましては1,404万円でございます。その他事務費、郵送料とか、システムの改修費でございますが、これが122万4,000円でございます。合計で1,526万円の増額となります。

それでは、歳入のほうですが、16款国庫支出金としまして、児童福祉費補助金でございます。ひとり親世帯の臨時特別給付金給付事業補助金ということで1,404万円の増額です。こちらのほうは給付費に係るものでございます。

今ほど説明しました児童扶養手当受給世帯への給付金1,065万円と、第2子以降の加算の339万円の合計でございます。

それから、もう1つが、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金としまして122万4,000円の増額でございます。こちらにも郵送料とか、システムの改修費に対する補助金でございます。合計で1,526万4,000円。いずれも10分の10の国の補助でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上、御審議頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山川直保君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山川直保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第185号については、会議規則第37条第3項

の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認め、議案第185号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第185号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山川直保君) 異議なしと認めます。よって、議案第185号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(山川直保君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 3時23分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 山 川 直 保

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治

